

老齡基礎年金 お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認

老齡基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただけます。

年金の受取り内容のご確認

老齡基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただけます。

いつから？

年金額はいくら？

年金額を増やすには？

請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただけます。

必要書類リスト

請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただけます。

説明事項のご確認

余白

老齡基礎年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

老齡基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただけます。

➔ お手続きカードNo.1,2,3,4,5,10,11,12



年金の受取り内容のご案内

老齡基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただけます。

いつから？

➔ お手続きカードNo. 6,9

年金額はいくら？

➔ お手続きカードNo. 7,9,13,14,15

年金額を増やすには？

➔ お手続きカードNo. 8,9,10,11,12,13



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただけます。

➔ 必要書類リスト

➔ お手続きカード  請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただけます。

➔ 説明事項のご確認

➔ お手続きカードNo.16

目次

カード No.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	受給資格期間	●受給要件を満たさない者	■年金の受取りに必要な資格期間
2	保険料納付済期間	●全ての者	■保険料納付済期間
3	保険料免除期間	●全ての者	■保険料免除期間
4	合算対象期間	●保険料納付済期間と保険料免除期間を合算しても受給要件を満たさない者	■資格期間が足りない場合について ■合算対象期間一覧表
5	受給要件を満たす方法は？	●保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計しても受給要件を満たさない者	■後納 ■国民年金の任意加入
6	いつから受け取れる？	●全ての者	■受取り開始年齢 ■いつからいつまで受け取れるのか ■いつから入金されるのか
7	いくら？ - 年金額の計算 -	●全ての者	■老齢基礎年金の受取り年金額
8	増やす方法は？	●年金額の増額を希望する者	■追納 ■後納 ■特例追納 ■国民年金の任意加入 ■繰下げ申出
9	繰上げ受給・繰下げ受給	●受給要件を満たす者	■受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額 ■繰上げ・繰下げ受給の増減率（%）
10	任意加入	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	■年金額を増やすには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき ■受給要件を満たすためには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき
11	後納	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	■後納制度
12	特例追納	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	■特例追納制度 ■お手続きのメリット ■保険料額 ■お問い合わせ先
13	付加保険料と付加年金	●年金額の増額を希望する者	■付加保険料と付加年金 ■注意事項 ■具体例
14	振替加算	●振替加算の対象者	■振替加算
15	生計維持関係の認定要件	●振替加算の対象者	■生計維持関係の認定要件
16	請求後の流れ	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り
17	複数の年金を受け取る権利があるとき	●複数の年金受給権を有する者	■老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

No.1-1 受給資格期間

☑ 年金の受取りに必要な資格期間

①国民年金の保険料を納めた期間



②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間
(一部納付(一部免除)の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること)



③昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間



④第3号被保険者であった期間



⑤国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間など
(合算対象期間)

10年以上

※1

※1：老齢年金の受取りに必要な資格期間は、**平成29年8月1日から25年から10年に短縮されました**（遺族年金の支給要件や障害年金の納付要件は変更ありません）。

余白

No.2-1 保険料納付済期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、
保険料納付済期間と保険料免除期間、
および合算対象期間の合計が10年以上
であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
 - 保険料免除期間について保険料を追納した期間
 - 保険料未納期間について保険料を後納した期間
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
-
- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
 - 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、
共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
-
- 第3号被保険者期間
 - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

余白

No.3-1 保険料免除期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➔ 加免-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

➔ 加免-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➔ 加免-No.17

② 納付猶予

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。

➔ 加免-No.16

余白

No.4-1 合算対象期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

✓ 資格期間が足りない場合について

「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」に「**合算対象期間**」を加えた期間が**10年以上**あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

なお、**平成26年4月1日**から、**国民年金の任意加入被保険者期間**のうち**過去の保険料未納期間**についても合算対象期間に算入できる場合があります。

※ 合算対象期間は、年金の受給資格期間としてみなすことができますが、**年金額には反映されません。**

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日において、配偶者の老齢厚生年金などの加給年金額対象者であった人で、かつ、合算対象期間が10年以上ある場合には、老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。この場合、振替加算のみの老齢基礎年金が受給できます。

No.4-2 合算対象期間



合算対象期間一覧表

: 合算対象期間

		昭和 36.4 ▼	昭和 37.12 ▼	昭和 55.1 ▼	昭和 57.1 ▼	昭和 61.4 ▼	平成 3.4 ▼
	被用者年金制度加入者		※1				
1	〃 (20歳未満または60歳以上)						
	〃 その配偶者						
2	被用者年金老齢年金(満了)受給権者						
	〃 その配偶者						
3	被用者年金受給資格満了者						
	〃 その配偶者						
4	被用者年金障害年金受給権者						
	〃 その配偶者						
5	被用者年金遺族年金受給権者						
6	国会議員						
	〃 その配偶者						
7	地方議会議員						
	〃 その配偶者						
8	学生(高校・大学等)						
	学生(専修学校・各種学校等)						
9	昭和36年4月以後の国籍等取得者 在日期間 ※4						
10	国籍等取得海外居住期間 ※5						
11	在外邦人						
12	脱退手当金支給期間(20歳未満含む)						※2
13	退職一時金支給期間(原資非凍結)			※3			
14	特別一時金支給期間						
15	任意脱退期間						※1
16	通算対象期間						
17	退職・減額退職年金支給期間 (昭和6年4月2日以後生まれに限る)						
18	任意加入未納期間 ※6						

No.4-3 合算対象期間

- ※1 ①厚生年金・船員保険は昭和36年4月以後公的年金の加入期間があり、通算1年以上であること。
②昭和36年4月1日より前の共済組合員の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であり、1年以上であること。
- ※2 昭和61年3月31日までに受け取った場合で、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有することになった場合に限る。
- ※3 昭和36年4月1日から昭和54年12月31日までに退職一時金（原資非凍結）の支給期間であること（昭和55年1月1日以後の脱退一時金に含まれない）。
- ※4 昭和36年4月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した方、または永住許可を受けた方などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※5 中高齢となつてから日本国内に住所を有することになった外国人または外国人であった方で、日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日以後、日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※6 平成26年4月1日以後、合算対象期間に算入する。

20歳に達した日 = 20歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

余白

No.5-1 受給要件を満たす方法は？

後納

 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度**です。

この後納制度を利用することで、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

国民年金の任意加入

 老-No.10

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

余白

No.6-1 いつから受け取れる？

☑ 受取り開始年齢

⇒ 老-No.9



☑ いつからいつまで受け取れるのか

<原則>

65歳に達した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

例：65歳の誕生日が4月20日の場合

5月分からの受取りになります。



<繰上げ請求・繰下げ申出>

60歳に達した日以後に繰上げ請求することができます。

65歳に達した日から起算して1年経過した後に繰下げ申出することができます。

請求または申出した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.6-2 いつから受け取れる？

☑ いつから入金されるのか

<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- **偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



No.7-1 いくら? - 年金額の計算 -

✓ 老齢基礎年金の受取り年金額 (平成30年度の額)

年金額 (満額) = 年額 **779,300**円 (月額64,941円)

<老齢基礎年金の計算式>

※ 被用者年金一元化施行に伴い28年4月からの年金は1円未満四捨五入します。

平成21年4月以後 (から) の期間

$$779,300\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{480\text{月 (40年)}}$$

平成21年3月以前 (まで) の期間

$$779,300\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480\text{月 (40年)}}$$

※ 以下の要件に該当する場合に、上記計算式を用いる。

$$\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} + \text{4分の1納付月数} + \text{半額納付月数} + \text{4分の3納付月数} \leq 480\text{月}$$

No.7-2 いくら? – 年金額の計算 –

付加年金の受取り年金額（年額）

➔ 老-No.13

200円×付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額（年額）

➔ 老-No.9

（老齢基礎年金 + 付加年金）の年金額×受給率

振替加算の受取り額（年額）

➔ 老-No.14

224,300円×生年月日ごとに政令で定める率

No.8-1 増やす方法は？

追納

 加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

後納

 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度**です。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

No.8-2 増やす方法は？



国民年金の任意加入

➔ 老-No.10

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入した上で、さらに付加保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

➔ 老-No.13



繰下げ申出

➔ 老-No.9

66歳以後70歳までに、年金を受け取る時期を遅らせることにより、受取り開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。

No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給

受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

	年齢	受給率	受給額 (円、年額)
繰上げ	60歳	70.0%	545,510
	61歳	76.0%	592,268
	62歳	82.0%	639,026
	63歳	88.0%	685,784
	64歳	94.0%	732,542
	65歳	100.0%	779,300
繰下げ	66歳	108.4%	844,761
	67歳	116.8%	910,222
	68歳	125.2%	975,683
	69歳	133.6%	1,041,144
	70歳	142.0%	1,106,606

※受給額は平成30年度をベース

※減少率= (月数) ×0.5%、増額率= (月数) ×0.7%

■ 年金受給率は生涯同じです。

■ 取消、変更はできません。

↑ 繰上げの注意点

- ・請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。
- ・寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- ・65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- ・国民年金に任意加入できなくなります。
- ・保険料免除期間への追納や、後納制度の利用ができなくなります。

↓ 繰下げの注意点

- ・老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。
- ・繰下げ申出の待機ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。
- ・繰下げ待機期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。
- ・振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ・繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。
- ・繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくことになります。

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

66歳に達した日 = 66歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給

✓ 繰上げ・繰下げ受給の増減率 (%)

年齢	月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
繰上げ 「減額」 (△)	60歳	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5
	61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5
	62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
	63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5
	64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
	65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰下げ 「増額」 (+)	66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
	67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
	68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
	69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
	70歳	42.0 (以後同じ)											

※ 年齢は、請求時の年齢です。

※ 繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例 (40年間保険料を納めた場合の年額)

※ 平成30年度の保険料額や、給付額で計算した場合

<繰上げ>

<繰下げ>

61歳8カ月で請求した場合

減額 (△) 155,860円
: 779,300円 × **20.0%**

年金累計額

<78歳4カ月分まで>

65歳での請求 : 10,390,664円

61歳8カ月での請求 : 10,390,664円

78歳4カ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

68歳4カ月で請求した場合

増額 (+) 218,204円
: 779,300円 × **28.0%**

年金累計額

<80歳3カ月分まで>

65歳での請求 : 11,884,323円

68歳4カ月での請求 : 11,886,919円

80歳3カ月分以後も受給できる場合は、68歳4カ月での請求の方がお得です。

No.10-1 任意加入

✓ 年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。



✓ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.10-2 任意加入

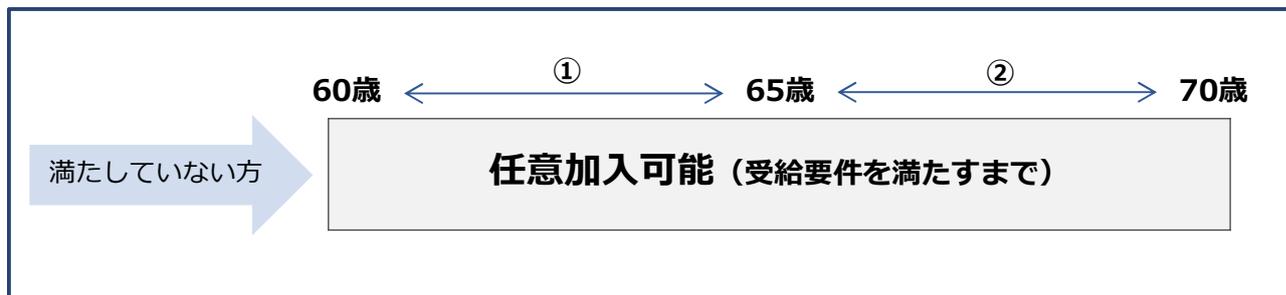
✓ 受給要件を満たすためには

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

任意加入が可能な方	加入期間
①受給要件（10年）を満たしていない方	①65歳になるまでの間 （受給要件を満たすまで）
②受給要件（10年）を満たしていない、 または、満たさない見込みの方 ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方	②70歳になるまでの間 （受給要件を満たすまで）



✓ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

✓ 後納制度

後納制度とは、時効により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度**です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了しました。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

対象年度	平成30年度中に後納する場合の1ヵ月分の保険料額 (円)		
	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成25年度	15,040	540	15,580
平成26年度	15,250	340	15,590
平成27年度	15,590	170	15,760
平成28年度	16,260	0	16,260
平成29年度	16,490	0	16,490

※ 加算額は、毎年度、改定されます。

✓ お問い合わせ先

ねんきん加入者
ダイヤル

0570-003-004
050ではじまる電話で
おかけになる場合は
03-6630-2525

【受付時間】
月～金曜：午前8:30～午後7:00
第2土曜日：午前9:00～午後5:00
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日
は利用できません。

余白

余白

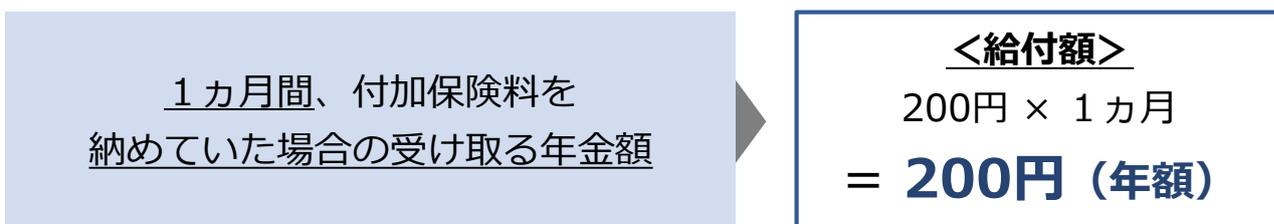
余白

No.13-1 付加保険料と付加年金

✓ 付加保険料と付加年金

定額保険料（16,340円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、**年額**で【**200円×付加保険料を納めた月数**】の付加年金が加算されます。

- **付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。**



なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- **1 カ月間付加保険料を納めた場合**



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

✓ 注意事項

- 付加保険料を納めるには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。

No.13-2 付加保険料と付加年金

☑ 具体例

例えば、60歳から65歳になるまでの**5年間**、付加保険料を納めた場合の、**加算される年金額（年額）**は次のとおりとなります。

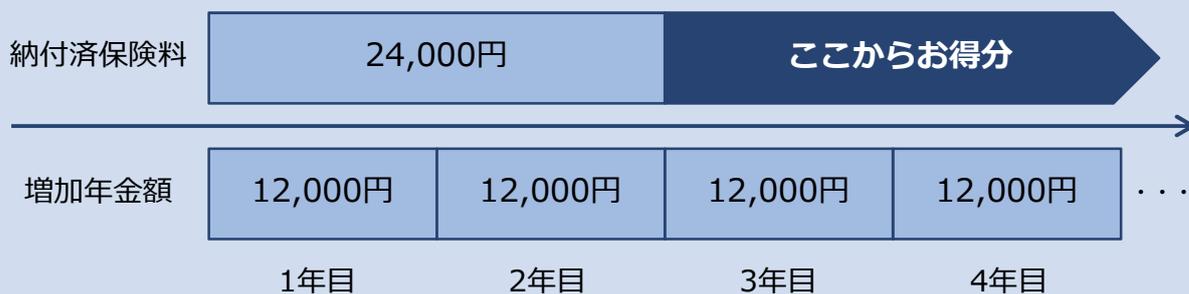
$$200円 \times 60月（5年） = \underline{12,000円}$$

付加保険料を5年間納めた場合の、**納付合計額**は次のとおりとなります。

$$400円 \times 60月（5年） = \underline{24,000円}$$

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

■ 5年間付加保険料を納めた場合



No.14-1 振替加算

✓ 振替加算

次の要件を満たしている場合は、老齢基礎年金の額に加算がされます。

ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（**65歳誕生日の前日**）において、配偶者によって**生計を維持**しており、その配偶者が受けている**年金の加給年金額の対象**となっていたこと（ご本人、配偶者ともに新法の適用対象者である）

+

ご本人が**大正15年4月2日から昭和41年4月1日**までの間に生まれていること

+

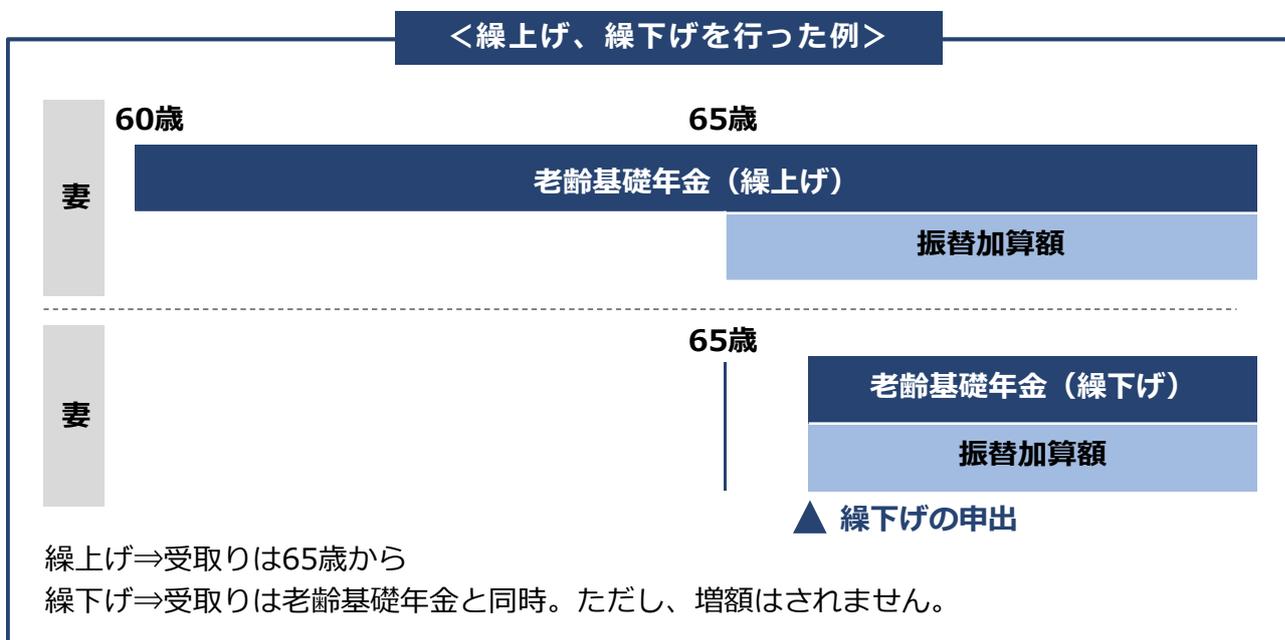
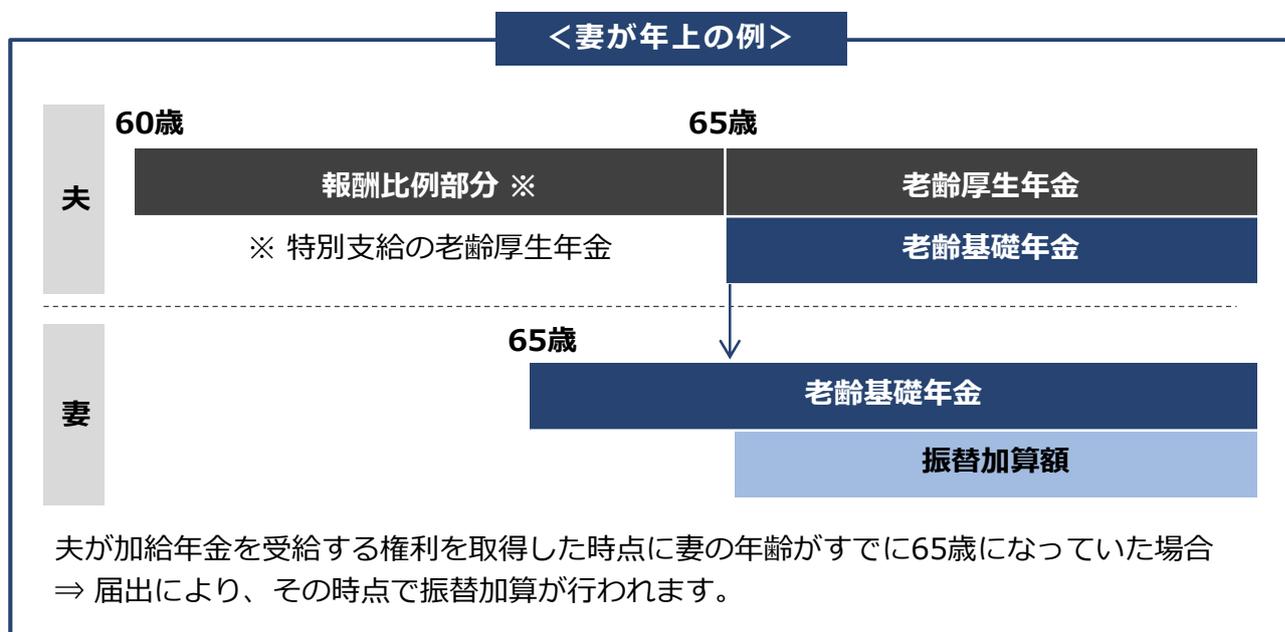
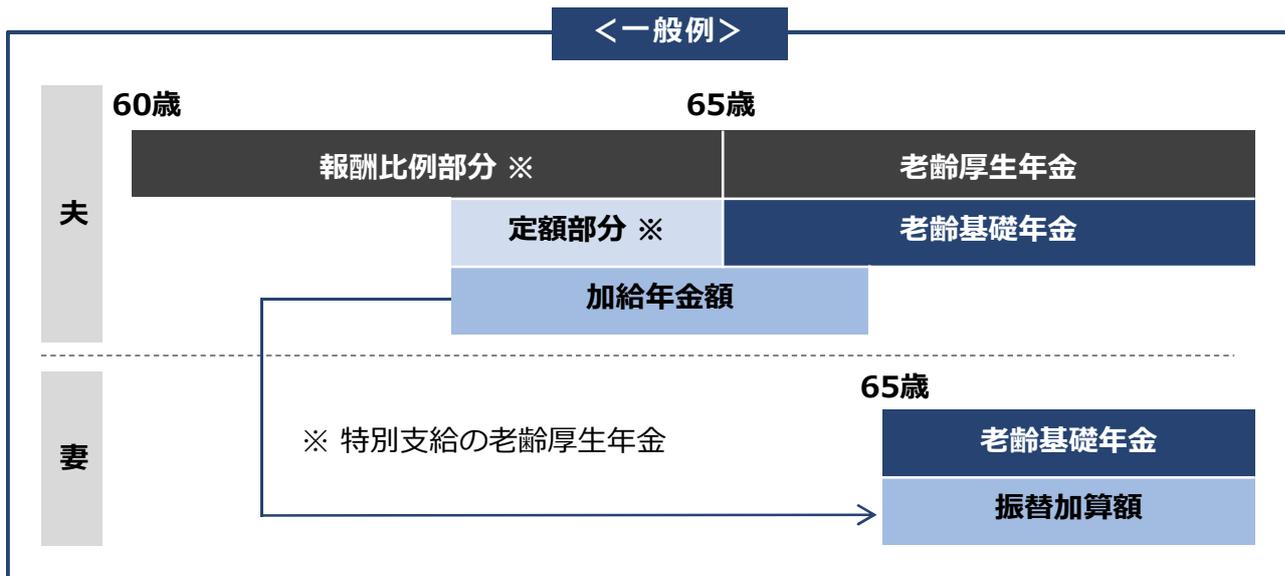
ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月未満であること、または、ご本人の35歳以後（男性は40歳以後）の厚生年金保険の加入期間が、次の表未満であること

妻（夫）の生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	180月（15年）
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	192月（16年）
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	204月（17年）
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	216月（18年）
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	228月（19年）

（参考）振替加算の額（平成30年4月～）

ご本人の生年月日	政令で定める率	年額	月額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1	224,300円	18,691円
⋮	⋮	⋮	⋮
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.493	110,580円	9,215円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	0.467	104,748円	8,729円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	0.440	98,692円	8,224円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	0.413	92,636円	7,719円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	0.387	86,804円	7,233円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	0.360	80,748円	6,729円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	0.333	74,692円	6,224円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	0.307	68,860円	5,738円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	0.280	62,804円	5,233円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	0.253	56,748円	4,729円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	0.227	50,916円	4,243円
⋮	⋮	⋮	⋮
昭和41年4月2日以後	—	—	—

No.14-2 振替加算



No.15-1 生計維持関係の認定要件

✓ 生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が生計を同一にしており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることなどがが必要です。具体的には次の要件を満たす必要があります。

生計同一 要件 いずれか

- ① 配偶者と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 配偶者と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - (i) 配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていること
 - (ii) 配偶者との間に定期的に音信、訪問があること

かつ

収入要件 いずれか

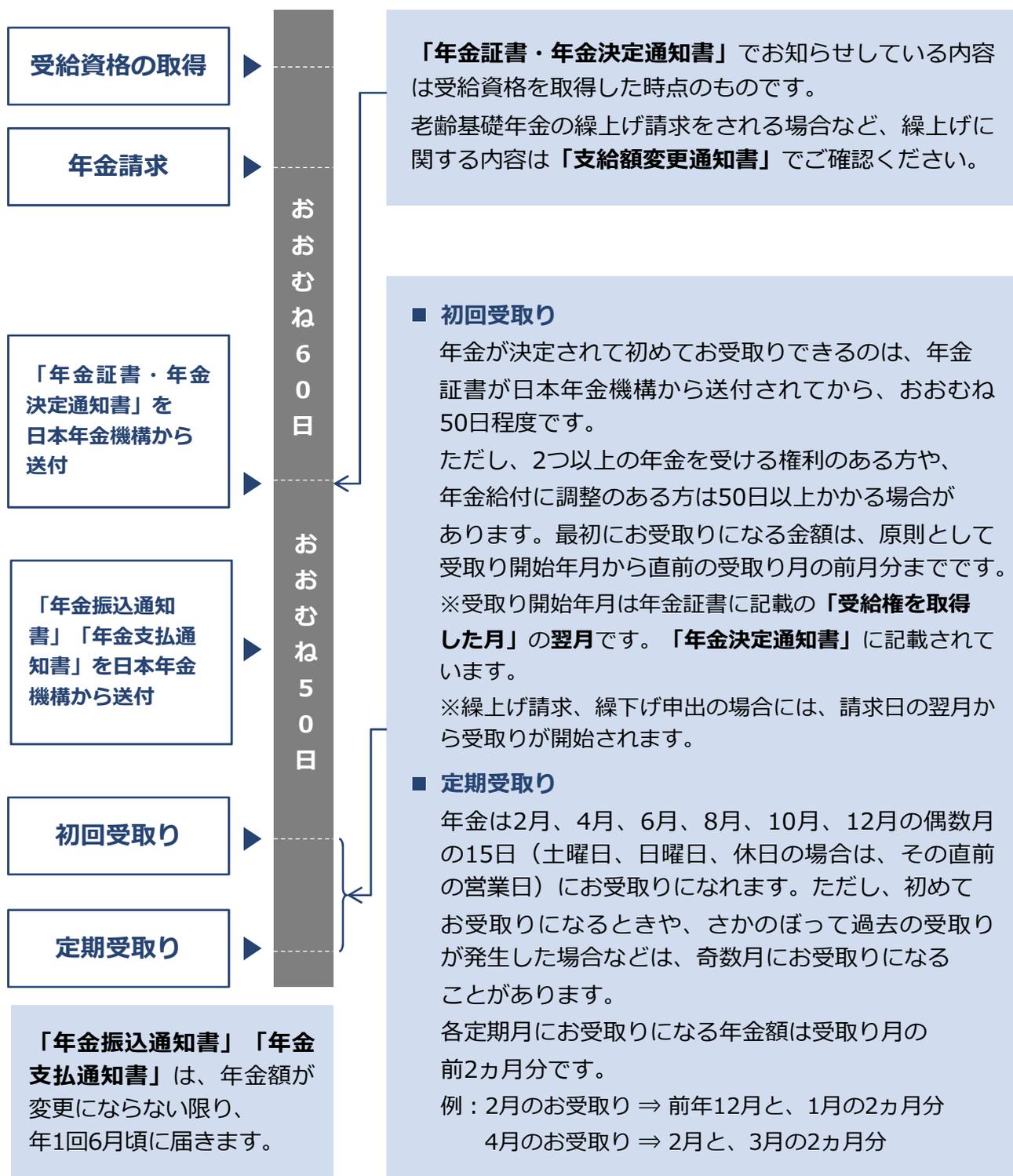
- ① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
- ② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
- ③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められること

余白

No.16-1 請求後の流れ

☑ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.16-4 請求後の流れ

● 年金支払通知書

年金支払通知書	
このお知らせについて	
年金証書の基礎年金番号・年金コード	
年金の種類	円
振込先(支払先)	円

裏面【支払額内訳表】の(5)項番の数字に対応しています。 【支払額の項目別内訳表】

項番	項目	
(1)	定期支払額	
(2)	過去分の支払額(一時払)	
(3)	社会保険料額	介護保険料額
		国民健康保険料(税)額
		後期高齢者医療保険料額
(4)	所得税額	
	個人住民税額	
(6)	支払調整額 ア	各支払で調整する額
	イ	次回以降のお支払いで調整する額の合計

- (1) 〇偶数月の15日に定期的にお支払いする額です。(15日が休日の場合は、直前の金融機関の営業日です)。
〇年金は後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。
- (2) 〇過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別にお支払いする額です。
〇過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。
〇遅延特別加算金が含まれている場合は、「#」印が表示されています。
- (3) 〇保険料(税)額は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。
〇おそれますが、年金から特別徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村をお願いします。
- (4) 〇今まで受け取られていた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額を記載しています。
〇年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しください。
〇お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けてあらわしています。

厚生労働省
官署支出官
厚生労働省年金局事業企画課



【支払額内訳表】(表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。)

表面【支払額の項目別内訳表】の項番の()数字に対応しています。

(5) 項番	(6) 支払対象期間	(7) 月数 か月	(8) 支払年金額または 変更後年金額 (年額) 円	(9) 変更前年金額 (年額) 円	(10) 差引支払年金額 (年額) 円	(11) 支払額 円

- 〇今回お支払いする年金の対象月となる期間です。
〇年金の支払は、5年を過ぎると「時効」によりお支払いできません。(6)支払対象期間欄の()に「印」がある場合は、時効になった年金があります。お支払いできる期間は「印」の年月以降の分になります。
- 〇(8)支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金の額です。
〇過去にさかのぼって年金額が変更された場合、変更後年金額と変更前年金額がそれぞれ記載されます。
- 〇(11)支払額は、(10)差引支払年金額÷12(月数)に(7)月数をかけたものに相当します。
なお、1円未満の端数処理の関係で、上記の計算結果と異なる場合があります。

※ (6)支払対象期間に、支払調整「〇〇」と記載がある方はこちらをご覧ください。
「〇〇」中の2ケタの番号は、今回のお支払いで加算、減算した理由をあらわしています。

調整の理由	調整の理由
「01」 2つ以上の年金を受け取る権利が発生していることに伴い、さかのぼって選択手続きをしたことにより、前に受けていた年金の過払額、あるいは未払額を今回の支払額で調整しています。	「41」 「年金受給権者現況届」または「生計維持確認届」の「加給年金額対象者の欄」に該当する対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を一時差止めしています。この場合は前記の届出をご提出いただくことにより、差止めしていた分の額はまた改めてお支払いします。
「03」 支払先の金融機関の変更がありましたので(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あらためてお支払いすることになります。	「51」 今回のお支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。この際には、前回の通知でお知らせした「次回以降のお支払いで調整させていただきます」の欄を含んでいます。前回の通知でお知らせした額と異なっている場合は今回のお支払い前に増額または減額の調整があったためです。
「04」 郵便局でお支払いするための送金通知書の支払期限が過ぎてしまいました。そのため、あらためてお支払いすることになります。	「33」 年金の決定内容に訂正がありました。今までにお支払いした額で差し引いて調整しています。
「06」 年金の決定内容に訂正がありました。今までにお支払いした額で差し引いて調整しています。	「38」 いままでに受けていた年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。
「33」 今回の遺族基礎年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整しています。	その他
「38」 いままでに受けていた年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。	

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ! (受付時間) 月 曜日 午前9:30～午後7:00
水～金曜日 午前9:30～午後5:15
土 日 曜日 午前9:30～午後4:00
お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
0570-05-1165
050 から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165
*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の受付開始となります。*05まで相談をお受けします。
*受付は24時間録音中。12月29日～1月3日中に休むため、お問い合わせは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

No.16-5 請求後の流れ

● 支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	

円 今後、あなたにお支払いする年金額は左の太枠内の金額になります。

厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳		2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳	
加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 厚生年金保険の加入期間		ア. 平成15年3月までの期間 (ウ、イ、及びロ、を除外します)	
イ. 厚生年金保険の臨時加入期間		イ. 平成15年4月以降の期間 (エ、を除外します)	
ウ. 沖縄免除期間		ウ. 平成15年3月までの厚生年金特別期間 (ク、及びコ、を除外します)	
エ. 離職分割等により厚生年金の 被保険者となされた期間		エ. 平成15年4月以降の厚生年金特別期間	
オ. 旧令経過期間		オ. 平成15年3月までの船員であった期間 (サ、及びシ、を除外します)	
		カ. 平成15年4月以降の船員であった期間	
		キ. 昭和61年3月までの既内員であった期間 (ク、を除外します)	
		ク. 昭和61年4月から平成3年3月までの既内員 であった期間 (コ、を除外します)	
		ケ. 昭和61年3月までの既内員であった 厚生年金特別期間	
		コ. 昭和61年4月から平成3年3月までの既内員 であった厚生年金特別期間	
		サ. 昭和61年3月までの船員であった期間	
		シ. 昭和61年4月から平成3年3月までの船員 であった期間	

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者	
---------	--

(余 白)

【 障害厚生年金の障害の状況 】

次回診断書提出年月

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であつたあなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送達を受けた日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の請求は、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から2か月を経過して6審査請求の決定がないときは、この決定の執行等による悪い影響を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁定、以下同じ）の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、提起して審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えは提起できません。

【 厚生年金 】

項目	基本となる年金額 (1)=(4) + (5) + (6) (円)	支給停止額(2) (円)	年金額 (3)=(1) - (2) (円)	変更後の障害等級	該当または不該当となつた加給年金対象者 (生年月日) 続・障

【 厚生年金 】

項目	基本額(4) (円)	特別加給金額 又は寡婦加算額(5) (円)	加給年金額(6) (円)

項目	決定・変更年月	決 定 ・ 変 更 理 由



お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！
お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

0570-05-1165
050 から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

(受付時間)
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
祝日 土曜日 午前9:30～午後4:00
※ 本番受付時間外の場合は、窓口または郵政取扱センターまでご連絡をお願いします。
※ 休日(祝日)を除く。12月29日～1月3日は特別休日のため、本番受付はできません。
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

余白

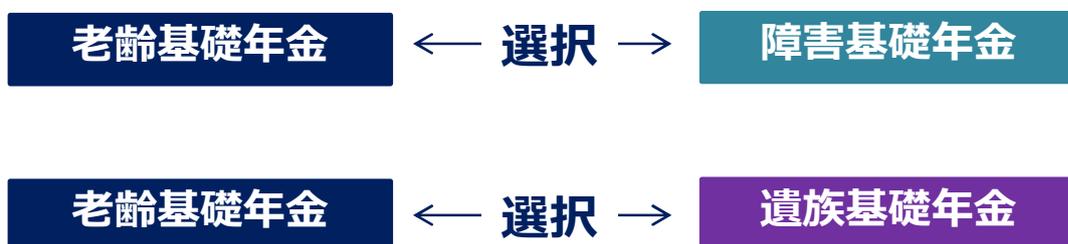
No.17-1 複数の年金を受け取る権利があるとき

老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

老齢基礎年金を受け取ることができる方が、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)



なお、老齢厚生年金は老齢基礎年金と同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受け取ることができます。



余白



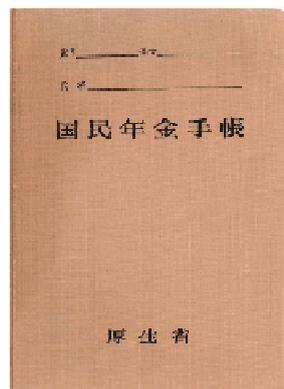
請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「配偶者なし」の場合

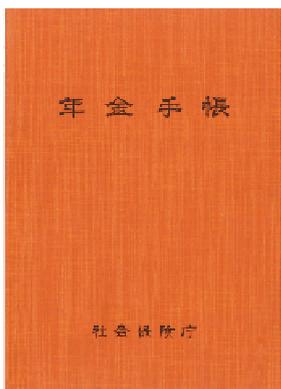
必ず提出・添付するもの

● 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

● 年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



<現在交付している年金手帳>



● 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）

● 生年月日を証する書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか（年金請求書で個人番号（マイナンバー）を記入済みの方は省略可）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「配偶者なし」の場合

その他

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要
- 老齢基礎年金支給繰上げ請求書、老齢基礎年金支給繰下げ申出書
- 年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書
※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書 ※他の公的年金から年金を受けている場合

年金受給要件を満たさない場合（市区町村で受付できない場合）

- 厚生年金のみの方
- 複数の年金制度に加入の方
- 国民年金（第3号）の方



お近くの年金事務所、
または年金相談センターへ
お問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「配偶者あり」の場合

必ず提出・添付するもの

● 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

1. ご本人(年金を受け取る方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

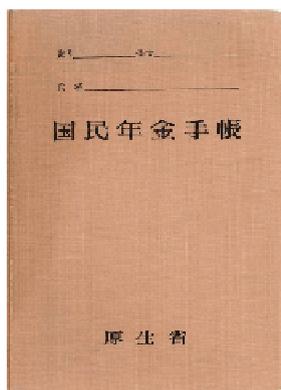
2. 年金の受取口座をご記入ください。

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

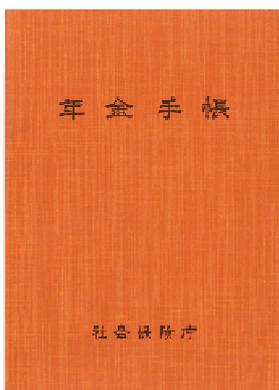
1. ご本人(年金を受け取る方)について、太枠内をご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。

● (請求者とその配偶者の) 年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



<現在交付している年金手帳>



<現在交付している年金手帳>



● 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）

● 生年月日を証する書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか（年金請求書で個人番号（マイナンバー）を記入済みの方は省略可）

● 住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載） ※戸籍謄本提出の場合は不要



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「配偶者あり」の場合

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書
- 収入に関する認定書類

第三者証明に代わる書類

- 健康保険被保険者証または組合員証等
※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等
※定期的に送金がある場合

収入に関する認定書類

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票
※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 健康保険被保険者証または組合員証等
※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る） ※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）
※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書
※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合

その他

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要
- 老齢基礎年金支給繰上げ請求書、老齢基礎年金支給繰下げ申出書
- 年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書
※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書 ※他の公的年金から年金を受けている場合



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

【送付実施機関：日本年金機構】

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なっている場合は、**二重線を引いて訂正**してください。(訂正した箇所については別途手続きが必要ですので、年金事務所等にご連絡ください。)
- ご本人(年金を受ける方)が記入する箇所は **黄色** (黄色) の部分です。
- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は、使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人(年金を受ける方)が12ページにある委任状をご記入ください。

届書コード 7 1 1	届書	二次元コード	市区町村	実施機関等
			受付年月日	受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

22 郵便番号	XXX-XXXX		
フリガナ			
24 住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
フリガナ	XXXX XXXX		
21 氏名	XX XX 様	未送達収録用 QRコード	性別 X
署名欄		社会保険労務士の提出代行者印	
*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。			
1 基礎年金番号	XXXX-XXXXXX	2 生年月日	XX年XX月XX日
電話番号1	- -	電話番号2	- -
*日中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)をご記入ください。		*予備の電話番号(携帯も可)があればご記入ください。	

2. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄貯金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

25 受取機関	フリガナ	口座名義人氏名	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局)	(氏)	(名)	
26 金融機関コード	28 支店コード	29 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
		1普通 2当座	
ゆうちょ銀行	30 貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。 1ページの氏名フリガナと、口座名義人の氏名フリガナが同じであることを確認してください。
	記号(左詰め)で記入	番号(右詰め)で記入	印
27 支払局コード	0 1 0 1 6 0		



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

3ページ(続紙を含む)の見方および訂正方法

勤務した会社名などを表示していますが、会社名や船舶所有者名が日本年金機構に登録されていない場合には、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合については、「公務員共済」、私立学校教職員共済については、「私学共済」と表示しています。また、国民年金に加入の場合は、「国民年金」と表示しています。

加入した年金制度を表示しています。
「国年」…国民年金法(第1号被保険者・第3号被保険者)
「厚年」…厚生年金保険法
「船保」…船員保険法
「共済」…国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法など
※基金加入期間の有無については表示していません。

年金制度に加入した期間(自・至)を表示しています。現在加入中である場合には、(至)は空欄となっています。

「#」…年金制度間で被保険者期間が重複していることを表示しています。
「#」表示がある方は、複数の年金制度で重複した被保険者期間の記録をお持ちです。このため、記録を整備する必要があります。この年金請求書を提出される前にお近くの年金事務所等へ記録の整備をお申し出ください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または国民年金の加入期間(※)	年金制度	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所	備考
1	厚生年金保険	(自) 昭和41.04.01 (至) 昭和48.10.01	厚年		
2	国民年金	(自) 昭和50.10.01 (至) 平成02.04.01	国年		
3	△△株式会社	(自) 平成02.04.01 (至) 平成05.04.01	厚年		
4	公務員共済	(自) 平成05.04.01 (至) 平成15.08.01	共済		
5	国民年金	(自) 平成15.08.01 (至) 平成17.04.01 平成17.03.01 ①	国年	② ××市○○町 1-1-1	#
6	○○商事㈱	(自) 平成17.03.01 ③ (至) 平成17.08.01	厚年	□□市◇◇町 3-2-1	#
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

年金加入記録欄の訂正方法

- ①印字されている年金加入記録欄が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- ②年金加入記録を訂正した場合は、「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所」欄もご記入ください。
- ③現在加入中((至)が空欄)の方が、年金を請求するまでの間に退職などをされた場合は、退職日などの翌日を「勤務期間または国民年金の加入期間」欄にご記入ください。

◆厚生年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している(加入していた)期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会へのお問い合わせ先》

電話番号:0570-02-2666

* PHS・IP電話からは 03-5777-2666

◆国民年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している(加入していた)期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者(60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入した方を除く)は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会へのお問い合わせ先》

電話番号:03-5411-0211



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

4ページを記入する際の注意事項

●4ページ(3)を記入する際の注意事項

(※1) 加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

(※2) 加入していた年金制度を○で囲んでください。

「国年」…… 国民年金法(第1号被保険者・第3号被保険者)

「厚年」…… 厚生年金保険法

「船保」…… 船員保険法

「共済」…… 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法など

●4ページ(5)に記入する該当番号を下記番号から選択してください。

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

○その他の期間

- 12 本人か配偶者が下記以外の年金や恩給を受けていた期間
- 13 上記のいずれにも該当しない期間

ア. 厚生年金保険法

ウ. 国家公務員共済組合法

オ. 私立学校教職員共済法

キ. 地方公務員の退職年金に関する条例

ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法(地方議会議員共済)

イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)

エ. 地方公務員等共済組合法

カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法

ク. 廃止前の国会議員互助年金法

遺族基礎年金・遺族厚生年金に必要な資格要件について

老齢給付の受給資格期間を満たした場合であっても、遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年(300月)以上あることが必要です。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として国民年金の5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料で2年の時効を過ぎてしまったものについて保険料を納付し、受給資格期間や受け取る年金を増やすことができます。

また、ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度もありますのでぜひご活用ください。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例 (様式第101号)

様式第101号

年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- 年金を受ける方が記入する箇所は (黄色)の部分です。
- 黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、年金を受ける方が13ページにある委任状をご記入ください。

届書コード	届書
7 1 1	

二次元コード

8

市区町村	実施機関等
受付年月日	受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)について、太枠内をご記入ください。

23 郵便番号			
フリガナ			
24 住所	市区 町 村	建物名	
フリガナ		性別	
21 氏名	(氏) (名)	① 男 ② 女	印

※ご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

社会保険労務士の提出代行者印

社会保険労務士の提出代行者印	印
----------------	---

① 個人番号* (または基礎年金番号)		② 生年月日	大正 昭和	年	月	日
電話番号1		電話番号2				

※個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。
※日中に連絡が取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。
※予備の電話番号(携帯可)があればご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

25 受取機関	フリガナ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	口座名義人 (氏)	(名)
2. ゆうちょ銀行(郵便局)	氏名	

年金送金先	26 金融機関コード	28 支店コード	(フリガナ) 銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ) 本店 支店 出張所 本所 支所	29 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
					1 普通 2 当座	
	30 貯金通帳の口座番号				金融機関またはゆうちょ銀行の証明 ※	
	記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)			
	→		←			
	27 支払局コード 0 1 0 1 6 0					

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、
口座名義人氏名フリガナ、口座番号の
面)を添付する場合、証明は不要です。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

3ページを記入する際の注意事項

- 履歴はあなたがはじめて公的年金制度(表1)に加入したときから古い順にご記入ください。
- 事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等毎に必要な事項をご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、都市区名まではご記入ください。

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経歴) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。				
(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5)備考
最初	(有)〇〇商店	台東区台東2-X 29-4-1から 35-3-31まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	
2	→	杉並区高井戸西3-X-X 36-4-12から 38-3-31まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	
3	△△化学(株)	江東区亀戸5-X-X 38-4-1から 41-3-31まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	江東 とる1△
4	△△化学(株)大阪工場	大阪市東区谷町9-X 41-4-1から 53-3-31まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	大手前 との3△
5	△△化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江6-X 54-4-1から 54-6-30まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	
6	→	△△化学(株)東京支店 江東区亀戸5-X-X 54-7-1から 平5-3-31まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	
7		. . . から . . . まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	
13		. . . から . . . まで	国民年金 厚生年金保険 船員保険(船員)1000 共済組合等	

備考欄について

わかる方のみ以下の事項にご記入ください。

- 各事業所等の
 - ・健康保険被保険者証
 - ・船員保険被保険者証
 - ・共済組合員証等
 の記号および番号

- 厚生年金保険の事業所の整理記号(アルファベット)および被保険者番号(健康保険組合の設立されている事業所等の場合)

船員保険に加入したことがある方で海軍徴用期間があった場合は、その旨をご記入ください。

表1 公的年金制度

ア. 国民年金法	カ. 私立学校教職員共済法
イ. 厚生年金保険法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)	ク. 恩給法
エ. 国家公務員共済組合法	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
オ. 地方公務員等共済組合法	コ. 旧市町村職員共済組合法

- ◆厚生年金基金に加入していた方へ
この年金請求書とは別に手続きが必要です。
- 基金に加入している(加入していた)期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会へのお問い合わせ先》
電話番号：0570-02-2666
* PHS・IP 電話からは 03-5777-2666

- ◆国民年金基金に加入していた方へ
この年金請求書とは別に手続きが必要です。
- 基金に加入している(加入していた)期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者(60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入していた方を除く)は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会へのお問い合わせ先》
電話番号：03-5411-0211



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となつたことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

ア. 国民年金法	カ. 私立学校教職員共済法
イ. 厚生年金保険法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)	ク. 恩給法
エ. 国家公務員共済組合法	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
オ. 地方公務員等共済組合法	コ. 旧市町村職員共済組合法

(2) 年金制度の被保険者または組合員となつたことがある場合は、下記の履歴欄にご記入ください。

履 歴(公的年金制度加入経過)				
※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。				
(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5)備 考
最		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
2		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

旧姓名	(フリガナ)		改姓・改名 した時期	昭和 平成	年	月	日
	(氏)	(名)					



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

右の5ページを記入する際の注意事項

●5ページ(4)に記載いただく該当番号を下記番号から選択してください。

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

○その他の期間

- 12 本人か配偶者が下記以外の年金や恩給を受けていた期間
- 13 上記のいずれにも該当しない期間

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ア. 厚生年金保険法 | イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) |
| ウ. 国家公務員共済組合法 | エ. 地方公務員等共済組合法 |
| オ. 私立学校教職員共済法 | カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 |
| キ. 地方公務員の退職年金に関する条例 | ク. 廃止前の国会議員互助年金法 |
| ケ. 地方公務員等共済組合法(地方議会議員共済) | |

遺族基礎年金・遺族厚生年金に必要な資格要件について

老齢給付の受給資格期間を満たした場合であっても、遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年(300月)以上あることが必要です。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として国民年金の5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料で2年の時効を過ぎてしまったものについて保険料を納付し、受給資格期間や受け取る年金を増やすことができます。

また、ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度もありますのでぜひご利用ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

(4) 20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

※この欄と、下の(5)については保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)及び保険料免除期間の合計が25年以上ある方はご記入不要です。

	20歳~60歳の 加入していない期間	年齢	左ページの 該当番号	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村)	婚姻、配偶者の 勤め先
1	(自) (至)	歳 }				
2	(自) (至)	歳 }				
3	(自) (至)	歳 }				
4	(自) (至)	歳 }				
5	(自) (至)	歳 }				
6	(自) (至)	歳 }				
7	(自) (至)	歳 }				
8	(自) (至)	歳 }				
9	(自) (至)	歳 }				
10	(自) (至)	歳 }				

(5) 配偶者(であった方も含みます)の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。

なお、婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙にご記入ください。

※9ページ5(1)にご記入いただく場合はご記入不要です。

カナ氏名	()
漢字氏名	()
生年月日	明治・大正・昭和・平成()年()月()日
基礎年金番号	() ※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの③

● 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）

様式第201号

国民年金
共済年金
厚生年金保険

年金受給選択申出書 日本年金機構

(選択関係にある二つ以上の年金を受けられるようになったときに停止の解除を申請する届及び生計維持申立)

二次元コード

※裏面の「年金受給選択申出に関するご確認事項」を必ずお読みください。
年金受給の選択は、将来に向かって変更することができます。

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。 平成 年 月 日 提出

① 個人番号 (または基礎年金番号)																	
② 選択方法	<p>下欄のアカイのうち、いずれかに○を付してください。</p> <p>ア 国から支給される年金額を比較して、年金額が高い方を選択する ⇒③欄に年金額の高い年金コード、④欄にそれ以外の年金コードをご記入ください。</p> <p><small>(注)額の比較にあたっては、企業年金などの支給の有無や金額は考慮されません。国の年金以外に企業年金など支給される場合で、その支給の有無や金額について考慮を要とする場合は(ア)をご記入ください。</small></p>																
	<p>イ 選択する年金を具体的に指定する ⇒③欄に選択する年金コード、④欄にそれ以外の年金コード、⑥欄に受ける年金を指定する理由をご記入ください。</p> <p><small>(注)企業年金や特例年金など国の支給する年金以外の要素を考慮した結果、国の支給する年金のうち年金額が低い方を選択する場合または年金額の高低にかかわらず支給する年金の種別が決まっている場合(イ)をご記入ください。</small></p>																
③ 選択する年金の年金証書の年金コード(支給停止の解除を申請する年金)																	
④ 選択する年金以外の年金証書の年金コード																	
⑤ 65歳以上で障害給付の受給を選択する場合の併給方法	<p>下欄のアカからエのうち、いずれかに○を付してください。</p> <p>ア 障害基礎年金と障害厚生(共済)年金(※同一事由によるもの)</p>																
	イ 障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)、または、障害基礎年金(※)と遺族厚生年金(遺族共済年金)																
	ウ 障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)の1/2と遺族厚生年金(遺族共済年金)の2/3																
	エ 障害基礎年金の一部と遺族厚生年金(遺族共済年金)と旧老齢年金(旧退職年金)の一部																
<small>(注)イ、ウの「障害基礎年金」は、障害基礎年金または旧国民年金法の障害年金。 エの「障害基礎年金」は、障害基礎年金(裁定替)または旧国民年金法の障害年金。</small>																	
⑥ 備考																	
⑦ 生計維持申立	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加算額・加給年金額の対象者の氏名</th> <th style="width: 20%;">生年月日</th> <th style="width: 20%;">受給権者との続柄</th> <th style="width: 30%;">障害の状態にありますか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治・昭和 大正・平成</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない </td> </tr> <tr> <td>明治・昭和 大正・平成</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない </td> </tr> <tr> <td>明治・昭和 大正・平成</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">上記の加算額・加給年金額の対象者は、加算の対象となったときから引き続き生計を維持していることを申し立てます。</p>	加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか	明治・昭和 大正・平成	年 月 日		<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	明治・昭和 大正・平成	年 月 日		<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	明治・昭和 大正・平成	年 月 日		<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
	加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか													
	明治・昭和 大正・平成	年 月 日		<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない													
明治・昭和 大正・平成	年 月 日		<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない														
明治・昭和 大正・平成	年 月 日		<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない														
⑧ 住所	〒 □□□□ - □□□□																
⑨ (フリガナ) 氏名																	
⑩ 生年月日	明治・昭和 大正・平成 年 月 日																
⑪ 連絡先の電話番号	() - () - ()																



場合に応じて提出・添付するもの④

● 年金裁定請求の遅延に関する申立書

年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、国民年金老齢基礎年金について、下記の理由により請求を行っていませんでしたことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) を付けてください。

- 年金を請求することができると知らなかった。
- 年金制度について、よく理解していなかった。
- 以下の理由によります。

平成 xx 年 11 月 7 日

厚生労働大臣 様

住所 東京都千代田区霞が関 1-2-2

氏名 年金 太郎

印



場合に応じて提出・添付するもの⑤

● 生計同一関係に関する申立書

加給年金	子の加算	配偶者・子	別紙 1
------	------	-------	------

生計同一関係に関する申立書

1 生計同一関係の開始日 ※①が障害年金受給権者である場合には記入
(昭和・平成 _____年_____月_____日・頃)

2 別世帯になっている理由
※①と②は同居しているが別世帯となっている場合には記入

3 同居についての申立 (別居していることの理由)
※①と②の住民票上の住所が異なる場合には記入

4 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ①から②に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし)

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数 (年・月 約 _____ 回程度)

㊨ 経済的援助の内容



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑤

● 生計同一関係に関する申立書

5 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段 ()

㊧ 訪問回数 (年・月・週 約 _____ 回程度)

㊨ 音信・訪問の内容

6 生計同一関係にあることの申立

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、下記②の者と、生計を同じくしております。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

② 受給権者の配偶者または子の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄:)

氏名 _____ (①との続柄:)

氏名 _____ (①との続柄:)

7 第三者による証明欄

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記 **1** ~ **6** の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿



場合に応じて提出・添付するもの⑥

● 事実婚関係に関する申立書

加給年金	事実婚 別紙4
<h3>事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書</h3>	
<p>1 事実婚関係の開始日 ※①が障害年金受給権者である場合には記入 (昭和・平成 _____年 _____月 _____日・頃)</p>	
<p>2 別世帯になっている理由 ※①と②は同居しているが別世帯となっている場合には記入</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>3 同居についての申立 (別居していることの理由) ※①と②の住民票上の住所が異なる場合には記入</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>4 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入</p> <p>㊦ ①から②に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし)</p> <p>㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約 _____ 回程度)</p> <p>㊨ 経済的援助の内容</p> <hr/>	



場合に応じて提出・添付するもの⑥

● 事実婚関係に関する申立書

5 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段 (_____)

㊧ 訪問回数 (年・月・週 約 _____ 回程度)

㊨ 音信・訪問の内容

6 婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいることの申立

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記①の者と下記②の者は、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんが、将来において婚姻する意思があることから、現在は夫婦としての共同生活を営んでおり、生計を同じくしております。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

② 受給権者の配偶者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

7 第三者による証明欄

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記 **1** ~ **6** の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿

— 年齢早見表 — (平成30年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和3	1928	90	昭和33	1958	60	昭和63	1988	30
昭和4	1929	89	昭和34	1959	59	昭和64/ 平成元	1989	29
昭和5	1930	88	昭和35	1960	58	平成2	1990	28
昭和6	1931	87	昭和36	1961	57	平成3	1991	27
昭和7	1932	86	昭和37	1962	56	平成4	1992	26
昭和8	1933	85	昭和38	1963	55	平成5	1993	25
昭和9	1934	84	昭和39	1964	54	平成6	1994	24
昭和10	1935	83	昭和40	1965	53	平成7	1995	23
昭和11	1936	82	昭和41	1966	52	平成8	1996	22
昭和12	1937	81	昭和42	1967	51	平成9	1997	21
昭和13	1938	80	昭和43	1968	50	平成10	1998	20
昭和14	1939	79	昭和44	1969	49	平成11	1999	19
昭和15	1940	78	昭和45	1970	48	平成12	2000	18
昭和16	1941	77	昭和46	1971	47	平成13	2001	17
昭和17	1942	76	昭和47	1972	46	平成14	2002	16
昭和18	1943	75	昭和48	1973	45	平成15	2003	15
昭和19	1944	74	昭和49	1974	44	平成16	2004	14
昭和20	1945	73	昭和50	1975	43	平成17	2005	13
昭和21	1946	72	昭和51	1976	42	平成18	2006	12
昭和22	1947	71	昭和52	1977	41	平成19	2007	11
昭和23	1948	70	昭和53	1978	40	平成20	2008	10
昭和24	1949	69	昭和54	1979	39	平成21	2009	9
昭和25	1950	68	昭和55	1980	38	平成22	2010	8
昭和26	1951	67	昭和56	1981	37	平成23	2011	7
昭和27	1952	66	昭和57	1982	36	平成24	2012	6
昭和28	1953	65	昭和58	1983	35	平成25	2013	5
昭和29	1954	64	昭和59	1984	34	平成26	2014	4
昭和30	1955	63	昭和60	1985	33	平成27	2015	3
昭和31	1956	62	昭和61	1986	32	平成28	2016	2
昭和32	1957	61	昭和62	1987	31	平成29	2017	1

— 年齢早見表 — (平成29年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和2	1927	90	昭和32	1957	60	昭和62	1987	30
昭和3	1928	89	昭和33	1958	59	昭和63	1988	29
昭和4	1929	88	昭和34	1959	58	昭和64/ 平成元	1989	28
昭和5	1930	87	昭和35	1960	57	平成2	1990	27
昭和6	1931	86	昭和36	1961	56	平成3	1991	26
昭和7	1932	85	昭和37	1962	55	平成4	1992	25
昭和8	1933	84	昭和38	1963	54	平成5	1993	24
昭和9	1934	83	昭和39	1964	53	平成6	1994	23
昭和10	1935	82	昭和40	1965	52	平成7	1995	22
昭和11	1936	81	昭和41	1966	51	平成8	1996	21
昭和12	1937	80	昭和42	1967	50	平成9	1997	20
昭和13	1938	79	昭和43	1968	49	平成10	1998	19
昭和14	1939	78	昭和44	1969	48	平成11	1999	18
昭和15	1940	77	昭和45	1970	47	平成12	2000	17
昭和16	1941	76	昭和46	1971	46	平成13	2001	16
昭和17	1942	75	昭和47	1972	45	平成14	2002	15
昭和18	1943	74	昭和48	1973	44	平成15	2003	14
昭和19	1944	73	昭和49	1974	43	平成16	2004	13
昭和20	1945	72	昭和50	1975	42	平成17	2005	12
昭和21	1946	72	昭和51	1976	41	平成18	2006	11
昭和22	1947	70	昭和52	1977	40	平成19	2007	10
昭和23	1948	69	昭和53	1978	39	平成20	2008	9
昭和24	1949	68	昭和54	1979	38	平成21	2009	8
昭和25	1950	67	昭和55	1980	37	平成22	2010	7
昭和26	1951	66	昭和56	1981	36	平成23	2011	6
昭和27	1952	65	昭和57	1982	35	平成24	2012	5
昭和28	1953	64	昭和58	1983	34	平成25	2013	4
昭和29	1954	63	昭和59	1984	33	平成26	2014	3
昭和30	1955	62	昭和60	1985	32	平成27	2015	2
昭和31	1956	61	昭和61	1986	31	平成28	2016	1

－ 特別支給の老齢厚生年金について－

☑ 受け取るための要件

- ・ 男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として10年）があること。
- ・ 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・ 60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。

☑ 例示

【男性】昭和16年4月1日以前、【女性】昭和21年4月1日以前		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
定額部分		老齢基礎年金
【男性】昭和16年4月2日～昭和18年4月1日、【女性】昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
61歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和18年4月2日～昭和20年4月1日、【女性】昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
62歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和20年4月2日～昭和22年4月1日、【女性】昭和25年4月2日～昭和27年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
63歳	定額部分	老齢基礎年金

－ 特別支給の老齢厚生年金について－

【男性】 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、 【女性】 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
64歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、 【女性】 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、 【女性】 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、 【女性】 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
62歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、 【女性】 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
63歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、 【女性】 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
64歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】 昭和36年4月2日以後、 【女性】 昭和41年4月2日以後		
65歳	70歳	
老齢厚生年金		
老齢基礎年金		

– 年金請求窓口のご確認ほか –

年金請求窓口のご確認

20歳から60歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	当市区町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談 センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号 被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先経 由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

 老-No.10

— 年金額の推移 —

種 別		年 月	平成24.4~ (物価スライド)	平成25.10~ (特例水準解消)	平成26.4~ (物価スライド) (特例水準解消)	平成27.4~ (物価スライド) (特例水準解消) (マクロ経済 スライド)	平成29.4~ (物価スライド)	
			年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	
老 齢 基 礎 年 金	-		(定額分) 786,500円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 778,500円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 772,800円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 780,100円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 779,300円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	
障 害 基 礎 年 金	1級		983,100円	973,100円	966,000円	975,100円	974,125円	
	2級		786,500円	778,500円	772,800円	780,100円	779,300円	
	子の加算(1人)		226,300円	224,000円	222,400円	224,500円	224,300円	
	3人目以後		75,400円	74,600円	74,100円	74,800円	74,800円	
遺 族 基 礎 年 金	配 偶 者 に 支 給 す る 額	子が1人	1,012,800円	1,002,500円	995,200円	1,004,600円	1,003,600円	
		子が2人	1,239,100円	1,226,500円	1,217,600円	1,229,100円	1,227,900円	
		3人目以後	75,400円を加算	74,600円を加算	74,100円を加算	74,800円を加算	74,800円を加算	
	子 に 支 給 す る 額	子が1人	786,500円	778,500円	772,800円	780,100円	779,300円	
		子が2人	1,012,800円	1,002,500円	995,200円	1,004,600円	1,003,600円	
		3人目以後	75,400円を加算	74,600円を加算	74,100円を加算	74,800円を加算	74,800円を加算	
寡婦年金	計算方法	夫が受ける老齢年金・老齢基礎年金額×4分の3						
死 亡 一 時 金	定 額 給 付	36ヵ月以上 180ヵ月未満	120,000円					
		180ヵ月以上 240ヵ月未満	145,000円					
		240ヵ月以上 300ヵ月未満	170,000円					
		300ヵ月以上 360ヵ月未満	220,000円					
		360ヵ月以上 420ヵ月未満	270,000円					
		420ヵ月以上	320,000円					

余白



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

(3) 3ページ(続紙を含む)に印字されている期間以外に年金加入期間(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合)がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)	勤務期間または国民年金の加入期間	加入年金制度 (※2)	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所
1		(自) (至)	国年 厚年 船保 共済	
2		(自) (至)	国年 厚年 船保 共済	
3		(自) (至)	国年 厚年 船保 共済	

(4) 改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)

改姓・改名した時期	昭和	年	月	日
	平成			

※(5)、(6)については3ページ下部にあります「お客様の受給資格期間」が300月以上の方はご記入不要です。

(5) 20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

	20歳～60歳の加入していない期間	年齢	(3-2) ページの該当番号	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村)	婚姻した日 配偶者の勤め先	*職員 使用欄
1	(自) (至)	歳 }					
2	(自) (至)	歳 }					
3	(自) (至)	歳 }					
4	(自) (至)	歳 }					
5	(自) (至)	歳 }					
6	(自) (至)	歳 }					
7	(自) (至)	歳 }					
8	(自) (至)	歳 }					

(6) 配偶者(であった方も含みます)の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。

なお、婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙にご記入ください。

※8ページ5(1)にご記入いただく場合は、ご記入不要です。

カナ氏名	()
漢字氏名	()
生年月日	(明治) (大正) (昭和) (平成) ()年()月()日
基礎年金番号	() ※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の6ページを記入する際の注意事項

- 「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

(1)

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
イ. 厚生年金保険法	ク. 恩給法
ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合法 (JT、JR、NTTの三制度を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ. 日本製鉄八幡共済組合
オ. 地方公務員等共済組合法 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	サ. 改正前の執行官法附則第13条
カ. 私立学校教職員共済法	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者 のための特別措置法
	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

①

②

- (1)で、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、
- ・「公的年金制度名」…表1から該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
 - ・「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
 - ・「(自) 年 月」……年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。)

*2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

(2)

- 雇用保険に加入したことがある方(資格喪失後7年未満)、現在雇用保険に加入中の方は、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入の上、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は被保険者番号を記入する必要はありません。(下の「事由書」の「ウ」を○で囲んで、署名または記名・押印してください。)
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がありましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

* 緑色の「年金の請求手続きのご案内」をお送りした方には、雇用保険に関するリーフレットを同封していますので、ご覧ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の5ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている（全額支給停止の場合を含む） 2. 受けていない 3. 請求中

①「1. 受けている」を○で囲んだ方

添付書類については、同封の「年金の請求手続きのご案内」(以下「パンフレット」という)の5ページの記号Aをご覧ください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	48 年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	

②「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族

↓ 加入した年金制度が国民年金のみの方は、次の(2)、(3)の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい ・ いいえ

①「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。
添付書類については、パンフレットの5ページの記号Eをご覧ください。
最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は
下の「事由書」の「ウ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

22 雇用保険 被保険者番号										
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください。)

- ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。(例 事業主、事業主の妻等)
- イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。
- ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。
過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

署名



(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高年齢雇用継続給付を受けていますか。(または受けたことがありますか。)
「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい ・ いいえ

*これから受ける予定のある方は、年金事務所等にお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の8ページを記入する際の注意事項

（配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。）

配偶者と子について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。
- 子の年齢要件は、次のいずれかになります。
 - a: 18歳になった後の最初の3月31日まで
 - b: 国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

（例）aの場合



- * ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合
⇒ **加給年金額が加算されることがあります。**（詳しくは、9ページをご確認ください。）
- * ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合
⇒ **振替加算が加算されることがあります。**（詳しくは、15ページをご確認ください。）

③について、以下の点に留意してご記入ください。

- ・「公的年金制度名」…次(表1)に該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
- ・「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
- ・「(自)年 月」……年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。)

* 「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金をいいます。

* 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
イ. 厚生年金保険法	ク. 恩給法
ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合法 (JT、JR、NTTの三制度を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ. 日本製鉄八幡共済組合
オ. 地方公務員等共済組合法 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	サ. 改正前の執行官法附則第13条
カ. 私立学校教職員共済法	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者はいますか はい ・ いいえ 「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。
「はい」の場合は(1)をご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。添付書類については、パンフレットの3ページの番号2をご覧ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ)			4 生年月日	大正	年	月	日
	(氏)	(名)	昭和		平成			
3 個人番号 [※] (または 基礎年金番号)					性別	1. 男		
						2. 女		

※個人番号(マイナンバー)については、13ページをご確認ください。
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号				
住所	(フリガナ)			
		市 区		
		町 村	建物名	

③ 配偶者は現在、左の7ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中	3. を○で囲んだ方
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない	

1. または2. を○で囲んだ方 → 下の(2)へお進みください。

4. を○で囲んだ方 → 下の(2)へお進みください。

請求中の公的年金制度名 (7ページ表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害

添付書類については、パンフレットの5ページの記号Aをご覧ください。

公的年金制度名 (7ページ表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	47 年金証書の年金コード(4ケタ)、 または記号番号等
・老齢または退職 ・障害	昭和 平成	年 月	
・老齢または退職 ・障害	昭和 平成	年 月	
・老齢または退職 ・障害	昭和 平成	年 月	

(2) 左の7ページ「子の年齢要件aまたはb」に該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください。(3人目以降は余白にご記入ください。)

添付書類については、パンフレットの5ページの記号Bをご覧ください。

32 子の氏名	(フリガナ)			32 生年月日	昭和	年	月	日	32 診
	(氏)	(名)	平成						
33 子の氏名	(フリガナ)			33 生年月日	昭和	年	月	日	33 診
	(氏)	(名)	平成						



年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の10ページを記入する際の注意事項

ご本人(年金を受ける方)によって生計を維持されている配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

加給年金額について

加給年金額とは、ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、加算される額です。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年*以上ある方が、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年*以上となった場合は、退職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険(一般)の被保険者期間が15～19年。

対象者	年齢制限
配偶者	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで ・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

配偶者が年金を受け取っている場合には、加給年金額の加算が停止されることがあります。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、下記ホームページをご覧になるか、年金事務所へお問い合わせください。

加給年金の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ぜひご利用ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

8ページで記入した配偶者または子は、ご本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる。(証明する。)

署名欄	<input type="text"/> (印)
-----	--------------------------

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明 [*] が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。	
証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	<input type="text"/> (印)
証明者住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> 建物名
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
例)・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病氣療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②配偶者または子が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを○で囲んでください。(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください。)

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。	機構確認印
配偶者について	はい・いいえ () 印
子(名:)について	はい・いいえ () 印
子(名:)について	はい・いいえ () 印

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。パンフレットの3ページの番号3をご覧ください。

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい・いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。パンフレットの3ページの番号3をご覧ください。

平成 年 月 日 提出



年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の12ページを記入する際の注意事項

《作成(記入)時の注意事項》

- 「代理人」(委任を受ける方)欄については、ご本人(委任する方)が決められた代理人(受任する方)の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成(記入)した日付、ご本人の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名(旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください)、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
なお、委任する内容について、1. ～5. の項目から選んで○印を付してください。(5. を選んだ場合には委任する内容を具体的に記入してください)
また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B. C. の項目から選んで○印を付してください。

《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。(代表的な本人確認書類は次の①～③です)
 - ① 運転免許証
 - ② パスポート
 - ③ マイナンバーカード(個人番号カード)
 - ※ 住民基本台帳カード(有効期間内のもので顔写真付きに限る)は③マイナンバーカードと同様に扱います。

* 本人確認書類に記載されている氏名及び住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。
上記①～③をお持ちでない場合は、お問い合わせください。
- 来所時に各種再交付申請書等を代理人(来所される方)が代筆で作成する場合は、ご本人の印が必要となります。(ご本人自署の再交付申請書等をお持ちの場合は、印は不要です)
また、年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。(上記交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても)ご本人様の登録の住所あて送付となりますのでご了承ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

7. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人（来所される方）

フリガナ			ご本人との関係	
氏名				
住所	〒	—	電話（	）
				—
			建物名	

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人が必ず署名し、押印してください。

作成日 平成 年 月 日

基礎年金番号				—						
フリガナ						生年月日	大正			
氏名	※署名・押印は必ずご本人が行ってください。					印	昭和			
	(旧姓)									
住所	〒	—				電話（	）			—
						建物名				
委任する内容	<p>●委任する事項を次の項目から選んで○をつけ、5を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金の請求について 年金の見込額について 年金の加入期間について 各種再交付手続きについて その他(具体的にご記入ください。) <p>()</p> <p>●年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について</p> <p>A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する C. 交付を希望しない</p>									

※前項の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。



右の14ページを記入する際の注意事項

「個人番号(マイナンバー)」について

- ご記入いただいていない場合であっても、年金決定後に氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、マイナンバーを登録させていただきます。
- ご記入されたマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認※)が必要のため、以下の書類を提出してください。

例) マイナンバーカード(個人番号カード)、住民票(個人番号記載のもの)または通知カード

【窓口で提出される場合】

上記の原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

上記のコピーを添付してください。(マイナンバーカードの場合、個人番号の記載面のコピーが必要になります。)

※「身元(実存)確認」は当請求書にて確認します。

* 配偶者および扶養親族の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。

1.(3)

「沖縄特例措置」について

- 沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要がない場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

1.(4)2



年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の16ページを記入する際の注意事項

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合は、以下の点に留意してご記入ください。

振替加算について

振替加算は、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人(年金を受ける方)の年金に加算されます。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人(年金を受ける方)が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。その際、加給年金額の代わりにご本人(年金を受ける方)の老齢基礎年金に加算されるのが振替加算です。
- ご本人(年金を受ける方)の被保険者期間が20年以上※の老齢厚生年金(退職共済年金)等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険(一般)の被保険者期間が15～19年。



振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ぜひご利用ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

3. 振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

8ページで記入した配偶者はご本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる。(証明する。)

署名欄	<input type="text" value=""/> (印)
-----	--------------------------------------

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明*が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。	
証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	<input type="text" value=""/> (印)
証明者住所	〒 <input type="text" value=""/> 建物名 <input type="text" value=""/>
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
例・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②ご本人(年金を受ける方)が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合

該当するものを○で囲んでください。

- (1) ご本人(年金を受ける方)の年収は850万円(所得655.5万円)未満ですか。

<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	機構確認印	() 印
--------------------------	---------------------------	-------	-------

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。パンフレットの3ページの番号4をご覧ください。

- (2) (1)で「いいえ」を○で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
該当するものを○で囲んでください。

<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
--------------------------	---------------------------

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。パンフレットの3ページの番号4をご覧ください。

年金事務所等の確認事項	
ア. 健保等被扶養者(第3号被保険者)	エ. 義務教育終了前
イ. 加算額または加給年金額対象者	オ. 高等学校等在学中
ウ. 国民年金保険料免除世帯	カ. 源泉徴収票・所得証明等

平成 年 月 日 提出



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法 (18ページを記入する前にお読みください。)

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として18ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。印字されている氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、**必ず押印し**、下の「記入上の注意事項」をお読みいただき、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、**請求者本人と扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を必ずご記入ください**。なお、**国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方**(3ページに印字されている年金加入記録の年金制度が「国民年金」のみの方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません)。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

あ 控除対象配偶者が「老人控除対象配偶者」に該当する場合は、『老人』を○で囲んでください。該当する方は、年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の方です。

『控除対象配偶者』とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

い 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。

- ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
- ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。

「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。

- ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- ・「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する『扶養親族』とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

う 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

『特別障害』とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、『普通障害』とは、特別障害以外の障害をいいます。

国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象配偶者または扶養親族が非居住者(国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方)の場合は、非居住者欄の「非居住」を○で囲んで、①または②のいずれかのその非居住者が受給者本人の親族であることを証するもの(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳分を含みます。)を申告書といっしょに提出してください。

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限る。)

「摘要」欄の記入例

- う** 【障害に該当する方がいる場合の例】・○○ ○○は、身体障害者手帳の1級(平成19年4月1日交付)
- え** 【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】・死別、○○ ○○(子)所得○万円、本人所得○万円
- お** 【別居している方がいる場合の例】・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号

か 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与と所得がある場合、給与の収入金額から給与と所得控除額を差し引いた金額となります。

え 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

『寡婦』とは受給者ご本人で、以下の方をいいます。

- (1) 次のいずれかに該当する方で、扶養親族または生計を一にする子のある方
 - ①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - ②夫の生死が明らかでない方
- (2) 上記(1)の他、次のいずれかに該当する方で、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方
 - ①夫と死別した後、婚姻していない方
 - ②夫の生死が明らかでない方

『特別寡婦』とは寡婦のうち、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

『寡夫』とは受給者ご本人で、以下の方のうち、生計を一にする子がいて、かつご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

- ①妻と死別・離婚した後、婚姻していない方
- ②妻の生死が明らかでない方

*『生計を一にする子』とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされておらず、所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。

*死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。

お 扶養親族等の対象者が別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。

また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	平成 年	1 1 5 0
-----	------	---------

- (1) ご本人（年金を受ける方）の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、性別を○で囲んで、**個人番号(マイナンバー)**をご記入のうえ必ず押印してください。
 ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

氏名	XXXX XXXX	印	生年月日	XX年XX月XX日	性別	1. 男
	XX XX					2. 女
住所	XX					
郵便番号	XXX-XXXX	個人番号（マイナンバー）				
基礎年金番号	XXXX-XXXXXX					

*個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、13ページに記載された書類を提出してください。

提出日	平成 年 月 日 提出	本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号	—	寡婦・寡夫	1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。
 (ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

	フリガナ	続柄	生年月日	障害	同居・別居の区分	所得の種類・金額
	氏名				非居住者	
	個人番号（マイナンバー）		種別			
あ 控除対象配偶者		1. 夫 2. 妻	1. 男 3. 大 5. 男 7. 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
			2. 老人			
控除対象扶養親族（16歳以上）			1. 男 3. 大 5. 男 7. 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
			1. 特定 2. 老人			
い 扶養親族（16歳未満）			1. 男 3. 大 5. 男 7. 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
			7. 平成 年 月 日			
う え お 概要			7. 平成 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）

- *提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。（申告書は年金事務所にて用意してあります）
- *「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。
- *控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

ご注意！

右の20ページを記入する際の注意事項

退職一時金受給額の返還について

あなたが組合員として勤務されたことがあり、退職時に退職一時金の支給を受けたことがある場合、老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利を有することになったときは、この退職一時金の額に利子に相当する額を加えた金額を返還していただくことになります。

○退職一時金の返還制度の概要

退職一時金は、昭和54年12月までに組合員期間が20年未満で退職された方に支給されていた制度です。

この制度は、昭和61年4月に行われた共済年金制度の改正により、過去に退職一時金の支給を受けた方の組合員期間についても、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による共済年金が支給されることになりました。

このため、同一の組合員期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止するための措置として、退職一時金の返還制度が実施されることになりました。

ただし、退職一時金の全額を支給を受けている場合（将来の年金を受けるための財源を残していない場合）に限っては、その退職一時金の基礎となった加入者期間と、それ以外の公務員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（国共済および地共済厚生年金被保険者期間）とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

○返還方法の注意事項

「2」の現金での返還を行う際には、金融機関にて別途払込手数料が必要な場合があります。

給付制限について

組合員および組合員であった方が刑に処せられたとき等は、改正前の国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法による職域加算額（経過的職域加算額）に給付制限が行われます。

○給付制限の概要

組合員または組合員であった者が禁錮以上の刑（懲役刑・禁錮刑）に処せられたとき、組合員が免職、停職の懲戒処分を受けたときまたは組合員（退職後に再び組合員となった者に限る。）若しくは組合員であった者が退職手当支給制限等処分を受けたときは、職域加算額の全部又は一部の制限が行われます。

禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受けるときは、その刑の執行が終るまで、職域加算額の全額が支給停止となります。

経過的職域加算について

厚生年金の請求手続きにより、平成27年9月までの共済組合等の加入期間に基づき支給される経過的職域加算の手続きも併せて行われます。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

公務員共済独自項目

退職一時金受給額の返還に係る項目

「あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額」欄に返還額の記載のある方のみ、下記の「返還方法」および「署名欄」にご記入をください。

○あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額

あなたが退職時に受給した退職一時金に係る返還見込額は、次のとおりです。

退職一時金に係る返還見込額	*****円
---------------	--------

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますのでご了承ください。

※退職一時金を2回以上受給している方については、合算して返還見込額を記載しています。

○返還方法

希望する返還方法の番号を○で囲んでください。

1	年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。 (年金から控除されますので、手続きが不要です。)
2	1年以内に現金で一括または分割して返還する。 ↓ (現金での返還の場合、 <u>払込手続き</u> が必要となります。) ※後日、払込手続きについて、共済組合からご案内させていただきます。

※「2」により現金での返還を希望された場合でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、「1」の返還方法に変更させていただきますので、ご了承ください。

上記の返還方法で返還することを申し立てます。

署名欄	(印)
-----	-----

※年金を受ける方が自ら署名をする場合は、押印は不要です。

(代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です。)

給付制限事項に係る項目

次の事項に該当する場合は、チェック (☑) を入れてください。

- 1 組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがありますか。
 ある
- 2 組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがありますか。
 ある
- 3 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。
 ある



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

・以下をご確認のうえ、年金からの所得控除を希望される方のみ、22ページをご記入ください。

●年金からの所得控除(基礎的控除を含む。)を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入・押印をせずに提出してください。

●老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として22ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。印字されている氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、**年金からの所得控除を希望される方は必ず押印し**、下の「記入上の注意事項」をお読みいただいてから、必要事項をご記入ください。

●この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うこととなります。また、所得税法の規定により、請求者本人と扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を必ずご記入ください。

(注)本申告書を所属の共済組合または年金事務所にご提出する場合には、請求者のマイナンバーに関する確認書類として、マイナンバーカード等の書類(郵送による提出の場合にはその写し)が必要となりますので、ご注意ください。なお、国家公務員共済組合連合会または日本私立学校振興・共済事業団にご提出する場合には、確認書類は不要です。

●老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

あ 「源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者」欄は、下記(注)を参照し、該当する場所のみ、配偶者の氏名等を記入してください。

配偶者の区分が「1」または「3」の場合のみ、障害者に該当する場合に「配偶者障害」を○で囲んでください。

配偶者の区分が「1」かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合は「老人」を○で囲んでください。

(注)この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、請求者本人と配偶者の所得見積額を計算した結果、「配偶者の区分」の「1」「2」「3」に該当する場合のみ記入してください。婚姻届を提出していない方は対象になりませんのでご注意ください。

い 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方を記入してください。

・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。

・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。

「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。

・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

・「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3および第317条の3の規程による「公的年金受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄及び「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

う 「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は、あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときに、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族または障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等として、また、同一生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりする場合に、該当する扶養親族等についてご記入ください。

か 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の「別居」または「非居住者」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。【「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方のことをいいます。】。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。

なお、対象者が非居住者の場合は、次のいずれかの書類を添付してください。
①戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し。
②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類。(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)

え 概要
○ ○ ○ は、身体障害者手帳の1級(平成19年4月1日交付)【障害に該当する方がいる場合の例】
○ ○ ○ (子)所得〇万円、本人所得〇万円【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】
○ ○ ○ の住所は東京都〇〇市△△ 〇丁目〇番〇号【別居している方がいる場合の例】
○ ○ ○ の住所は、〇〇 △△ U.S.A.【非居住者の方がいる場合の例】

き 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

え 「障害」欄及び「本人障害」欄は、普通障害者の場合は「普通障害」、特別障害者の場合は「特別障害」を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。また、配偶者の合計所得見積額が38万円を超える場合は配偶者の障害控除は対象になりません。

「障害」とは、特別障害(身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等)または普通障害(特別障害以外の障害)をいいます。

お 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子にいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

・「寡婦」とは、夫と死別・離婚・生死不明となった方で扶養親族または生計を一にする子のいる女性、または夫と死別・生死不明となった方でご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。

・「特別寡婦」とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。

・「寡夫」とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である男性をいいます。

*「生計を一にする子」とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。
*死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例 (ターンアラウンド請求書)

公務員共済独自項目

※ 年金からの所得控除を希望される方は、下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年 (提出年) 平成 年 分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(1)ご本人の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、性別を○で囲んで、個人番号(マイナンバー)をご記入のうえ、必ず押印してください。

氏名	#####	印	生年月日	####年*##月*##日	性別	男・女
住所	#####					
郵便番号	***-****	個人番号(マイナンバー)				
基礎年金番号	*****-*****					

提出日、電話番号をご記入のうえ、配偶者の有無を○で囲んでください。

提出日	平成 年 月 日 提出	配偶者の有無	有・無
電話番号	-		

(2)上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	障害		所得の種類・金額
			障害	障害	
夫・妻	夫・妻	##大 ##平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	同居 別居 非居住者	万円(年間)
配偶者の区分	老人	##大 ##平	1. 配偶者の合計所得見積額が800万円以下 2. 配偶者の合計所得見積額が88万円超～85万円以下	1. 配偶者の区分が「1」 又は「3」の場合	万円(年間)
特定老人	特定老人	##大 ##平	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住者	万円(年間)
扶養親族(16歳未満)	扶養親族	##大 ##平	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住者	万円(年間)

氏名(フリガナ)	住所	生年月日	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者	
				氏名	続柄
		##大 ##平 年 月 日			
		##大 ##平 年 月 日			

本人障害	普通障害 特別障害
寡婦・寡夫	寡婦 特別寡婦 寡夫

※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3)あなたが年金の支払いを受ける支払者(申告先)に☑を一つ入れてください。

年金の支払者(申告先)	<input type="checkbox"/>	国家公務員共済組合連合会	2010005002559	実施機関記入欄
	<input type="checkbox"/>	地方公務員共済組合	2700150001147	
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合団体共済部	8700150003179	
	<input type="checkbox"/>	公立学校共済組合	9700150000613	
	<input type="checkbox"/>	警察共済組合	2700150005742	
	<input type="checkbox"/>	東京都職員共済組合	4010005002573	
	<input type="checkbox"/>	全国市町村職員共済組合連合会		

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

ご注意！

右の24ページを記入する際の注意事項

昭和54年12月31日以前に退職された経歴のある方へ

退職一時金返還について、ご案内します。

退職一時金の返還	過去に退職一時金の支給を受けた方が、その後、老齢厚生年金を受けることになったときは、その退職一時金として受けた額に利子を加えて返還していただくことになっています。
----------	---

① 退職一時金の返還がなぜ必要なのか

退職一時金の制度は、昭和54年12月31日までであった制度です。

昭和61年4月の年金改正により、退職一時金の支給を受けた方について、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による年金が支給されることとなりました。このため、同一期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止する措置として、退職一時金の返還の仕組みが講じられました。

ただし、退職一時金の全額の支給を受けている場合（将来の年金を受けるための財源を残していない場合）に限り、その退職一時金の基礎となった加入者期間と、それ以外の私学共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者期間（私学共済厚生年金被保険者期間）とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

② 返還額の計算

退職一時金の返還額は、支給を受けた退職一時金の額に、利子相当額（一時金が支給された月の翌月から年金の受給権が発生する月までの期間につき、政令で定める利率により複利計算した額）を加えた額です。

年金の受給権が発生するまでの利息計算とされていることから、あらかじめ返還していただくことはできない仕組みとなっています。

3ページに印字されていない私学共済の加入期間がある方へ

3ページ（続紙を含む）に印字されている期間以外に私学共済の年金加入期間（退職一時金全額受給済期間含む）がある場合は、その期間を右欄にご記入ください。

国会議員・地方議会議員の就任期間がある方へ

国会議員や地方議会議員であった期間がある場合は、その期間を右欄にご記入ください。（就任中である場合は、「退任年月日」の欄に「就任中」とご記入ください。）

海外の年金制度の加入期間がある方へ

日本以外（海外）の年金制度に加入したことがある場合は、右欄にご記入ください。

経過的職域加算について

厚生年金の請求手続きにより、平成27年9月までの共済組合等の加入期間に基づき支給される経過的職域加算の手続きも併せて行われます。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

私学共済独自項目

退職一時金返還について

23ページの説明をお読みいただき、希望する返還方法を○で囲んでください。
退職一時金返還見込額が*円の場合は記入不要です。

退職一時金返還見込額	*,***,*** 円
------------	-------------

※ 上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。
実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますので、ご了承ください。

希望する返還方法(1または2)を○で囲んでください。

1	私は、返還すべき額を年金の支給期ごとにその支給額の2分の1ずつ順次控除することにより返還します。	年金の支給期ごとに支給額の2分の1を差し引き、返還額に達するまで差し引いて返還する方法です。 返還の期限はありませんので、返還が完了するまで長時間かかる場合もありますが、返還額が変わることはありません。また、在職中等で年金が全額停止されている間は、返還が生じません。
2	私は、返還すべき額を1年以内一括または分割で返還します。	年金が決定されてから1年以内に、払込通知書により一括または分割で金融機関から払い込むことにより返還する方法です。 (払込通知書は、年金決定後にお送りします。)

※ 「2」の返還方法につきましては、1年以内に返還しなければなりませんし、金融機関から払い込むお手数料をおかけすることとなりますので、年金支給額から差し引いて返還する「1」の方法をお勧めします。

3ページに印字されていない私学共済の加入期間について

	加入学校名	資格取得年月日	退職年月日
1		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日
2		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日
3		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日

国会議員・地方議会議員の就任期間について

	議会名称	就任年月日 (議員となった年月日)	退任年月日
1		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日
2		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日
3		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日

海外の年金制度の加入期間について

国名	加入期間	相手国についての年金請求書類の送付を今回希望しますか？	
	(自) (至)	1. 希望する	2. 希望しない
	(自) (至)	1. 希望する	2. 希望しない



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記入方法 （年金請求書の26ページを記入する前にお読みください）

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。請求する年金の支払いを受ける際には、原則として、26ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます）を提出する必要がありますので、印字している氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、**押印**し、以下の「記入上の注意事項」を読んで、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、あなたと扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を必ずご記入ください。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの年金用申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。
- 年金からの所得控除（基礎控除を含む。）を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入・押印をせずに提出してください。

記入上の注意事項

- 源泉控除対象配偶者のうち合計所得金額が38万円以下の方が「老人控除対象配偶者」に該当する場合は、『老』を○で囲んでください。該当する方は、年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の方です。

『源泉控除対象配偶者』とは、年金を受ける方（合計所得金額が900万円以下の方に限ります）と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が85万円以下の方のことをいいます。婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

- 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
 - ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特』を○で囲んでください。
 - ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老』を○で囲んでください。

「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄および「扶養親族（16歳未満）」欄に記入する『扶養親族』とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

○源泉控除対象配偶者・扶養親族等の対象者が別居している方がいる場合は、その方の『住所または居所』欄をご記入ください。対象者が非居住の場合は、下記の①または②の親族関係書類の添付が必要です。（非居住者とは国内に居住せず、かつ現在までに引き続き1年以上国内に居所を有さない方をいいます。）

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載のあるものに限る）

○「年間所得の種類・見積額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額（見積額）をご記入ください。（例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります）

以下、『住所または居所』『年間所得の見積額』欄については、同様にご記入ください。

- 「障害者」欄は、受給権者本人、同一生計配偶者（年金を受ける方と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の方）、扶養親族で障害者に該当する方がいる場合にご記入ください。
 - 普通障害者の場合は『普通』、特別障害者の場合は『特別』を○で囲んでください。また、『同居』『別居』のどちらかを○で囲んでください。『障害の状況』欄には、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。

障害とは、特別障害（身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等）または普通障害（特別障害以外の障害）をいいます。

- 「寡婦または寡夫」欄は、あなたが寡婦の場合は『寡婦』、特別の寡婦の場合は『特別の寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。死別・離婚・生死不明の別についても○で囲んでください。生計を一にする子がいる場合は、子の氏名およびその子の所得（年金を請求する年）の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦（死別・生死不明に限る）、特別の寡婦、寡夫に該当する場合は、あなたの所得（年金を請求する年）の見積額をご記入ください。

寡婦とは、夫と死別・離婚・生死不明となった方で扶養親族または生計を一にする子のいる女性、または夫と死別・生死不明となった方でご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である女性をいいます。

特別の寡婦とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である女性をいいます。寡夫とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である男性をいいます。

※ 生計を一にする子とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない所得（年金を請求する年）の見積額が38万円以下の子をいいます。
※ 死別・離婚の場合は、その後婚姻していないことが条件となります。

- 「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は、あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときに、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族または障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、同一生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりする場合に、該当する扶養親族等についてご記入ください。

- 「16歳未満の扶養親族」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

退職を支給事由とする年金は、所得税上では「雑所得」として課税の対象となり年金支給のつど源泉徴収されます。
この源泉徴収に際し、受給者本人の基礎的控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除を受けようとするときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入のうえ、提出してください。
なお、扶養親族等のいない方も基礎的控除等を受けることができますので、この扶養親族等申告書を提出してください。

CL011 平成 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
 物産税務署長殿 市区町村長殿 平成 年 月 日 提出

(1) 受給者の状況

基礎年金番号	XXXX-XXXXXX		加入者番号	県コード	学種	学校番号	個人番号
フリガナ	XXXX XXXX		生年月日	昭和99年9月9日			
氏名	XXXX XXXX	印					
住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX						
	郵便番号	XXX - XXXX	電話番号	- -			
個人番号（マイナンバー）							

(2) 扶養親族等の状況

あなたに配偶者控除又は障害者控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦または寡夫に該当しない場合は、下記の事項は記入する必要はありません。

区分	氏名（フリガナ） 個人番号（マイナンバー）	続柄	生年月日	収入の有無	年間所得の 種類・見積額	住所または居所
源泉控除対象 配偶者 または 障害者に該当 する同一生計 配偶者	老	老	明・大・昭・平	無・有	円	
配偶者欄に記入する場合は、下記1、2、3のいずれかに必ず○をつけてください。						
			受給者本人の合計所得が90万円以下	1. 配偶者の合計所得が38万円以下		
			(平成30年から、配偶者の所得が85万円以下の方が対象です)	2. 配偶者の合計所得が38万円超～85万円以下		
			受給者本人の合計所得が90万円超	3. 配偶者の合計所得が38万円以下		
控除対象 扶養親族 (16歳以上)	老・特	老・特	明・大・昭・平	無・有	円	
	老・特	老・特	明・大・昭・平	無・有	円	
	老・特	老・特	明・大・昭・平	無・有	円	
障害者			普通 特別	同居 別居	障害の状況（注）	
			普通 特別	同居 別居	障害の状況（注）	

(注) 交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日及び障害者の程度等を記入してください。

寡婦または寡夫 (注の該当する場所に ○をしてください)	1 寡婦	死別	生計を一にする子の氏名及びその子の年間所得の見積額
	2 特別の寡婦	離婚	
	3 寡夫	生死不明	
	年間所得の見積額	円	

他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	続柄	生年月日	住所または居所	控除を受ける他の所得者氏名・続柄・住所等
			明・大・昭・平		

○住民税に関する事項

16歳未満の 扶養親族	氏名（フリガナ）	続柄	生年月日	年間所得の見積額	住所または居所
	個人番号（マイナンバー）				
			平	円	
			平	円	

「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

年金の支払者 日本私立学校振興・共済事業団 法人番号 6010005002596



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

年金請求書の提出先について

この年金請求書は、提出先をご確認のうえ、郵送または窓口へ持参してください。（添付書類が揃っていることをご確認ください）

* 詳細は同封のパフレットでご確認ください。

* 窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！



※ 共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書（日本年金機構より送付したもの）を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。

● 同封の「全国年金事務所所在地一覧」をご活用ください。

なお、年金請求書の受付は、全国どここの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

* 国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方です。

* 国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者（民間会社員等）や共済組合の組合員（公務員等）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の方）です。

1507 1018 009



年金請求書記載例（様式第101号）

右の7ページを記入する際の注意事項

- 「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

(1)

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
イ. 厚生年金保険法	ク. 恩給法
ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合法 (JT、JR、NTTの三制度を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ. 日本製鉄八幡共済組合
オ. 地方公務員等共済組合法 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	サ. 改正前の執行官法附則第13条
カ. 私立学校教職員共済法	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者 のための特別措置法
	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

①

- (1)で、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、
- ・「公的年金制度名」… 表1から該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
 - ・「年金の種類」… 該当するものを○で囲んでください。
 - ・「(自)年 月」… 年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください)

②

*2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

(2)

- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入の上、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は被保険者番号を記入する必要はありません(下の「事由書」の「ウ」を○で囲んで、署名または記名・押印してください)。
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がありましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

右の9ページを記入する際の注意事項

(配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。)

配偶者と子について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしてなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。
- 子の年齢要件は、次のいずれかとなります。
 - a：18歳になった後の最初の3月31日まで
 - b：国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

(例) a の場合



- *ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合
⇒加給年金額が加算されることがあります(詳しくは、10ページをご確認ください)。
- *ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合
⇒振替加算が加算されることがあります(詳しくは、16ページをご確認ください)。

③について、以下の点に留意してご記入ください。

- ・「公的年金制度名」 …… 次(表1)に該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
- ・「年金の種類」 …… 該当するものを○で囲んでください。
- ・「(自)年 月」 …… 年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください)

- *「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金をいいます。
- *「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
イ. 厚生年金保険法	ク. 恩給法
ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合法 (JT、JR、NTTの三制度を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ. 日本製鉄八幡共済組合
オ. 地方公務員等共済組合法 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	サ. 改正前の執行官法附則第13条
カ. 私立学校教職員共済法	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者は いますか	はい ・ いいえ	「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。 「はい」の場合は(1)をご記入ください。
--------------	-----------------	---

(1) 配偶者についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号または基礎年金番号、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ)	4 生年月日	大正	年	月	日	
	(氏)		昭和				年
3 個人番号* (または基礎年金番号)						性別	1. 男
							2. 女

*個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。

*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号					
住所	(フリガナ)				
		市区			
		町村	建物名		

③ 配偶者は現在、左の8ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中	3. を○で囲んだ方
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない	

1. または 2. を ○で囲んだ方

4. を○で囲んだ方

下の(2)へお進みください。

請求中の公的年金制度名 (8ページ表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害

公的年金制度名 (8ページ表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	47 年金証書の年金コード(4ケタ)、 または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成 年 月	

(2) 左の8ページ「子の年齢要件 a または b」に該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください。

(3人目以降は余白にご記入ください。)

32 子の氏名	(フリガナ)	32 生年月日	昭和	年	月	日	32 診
	(氏)		平成				
		障害の状態	ある	ない			
33 子の氏名	(フリガナ)	33 生年月日	昭和	年	月	日	33 診
	(氏)		平成				
		障害の状態	ある	ない			



年金請求書記載例（様式第101号）

右の11ページを記入する際の注意事項

(ご本人(年金を受ける方)によって生計を維持されている配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください)

加給年金額について

加給年金額とは、ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、加算される額です。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年^{*}以上ある方が、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年^{*}以上となった場合は、退職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険(一般)の被保険者期間が15～19年。

対象者	年齢制限
配偶者	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで ・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

配偶者が年金を受け取っている場合には、加給年金額の支給が停止されることがあります。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、下記ホームページをご覧ください。年金事務所へお問い合わせください。

加給年金額の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ぜひご利用ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

9ページで記入した配偶者または子は、ご本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる(証明する)。

署名欄	(印)
-----	-----

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明[※]が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。

証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	(印)
証明者住所	〒 - 建物名
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

【生計維持とは】
以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
例)・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②配偶者または子が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1)該当するものを○で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください)。

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。		機構確認印
配偶者について	はい ・ いいえ	()印
子(名:)について	はい ・ いいえ	()印
子(名:)について	はい ・ いいえ	()印

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

平成 年 月 日 提出



年金請求書記載例（様式第101号）

右の13ページを記入する際の注意事項

《作成(記入)時の注意事項》

- 「代理人」（委任を受ける方）欄については、ご本人（委任する方）が決められた代理人（受任する方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成（記入）した日付、ご本人の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
なお、委任する内容について、1.～5.の項目から選んで○印を付してください（5.を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください）。
また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B. C.の項目から選んで○印を付してください。

《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。（代表的な本人確認書類は次の①～③です）
 - ① 運転免許証
 - ② パスポート
 - ③ マイナンバーカード（個人番号カード）※住民基本台帳カード（有効期間内のもので顔写真付に限る）は③マイナンバーカードと同様に取り扱います。

※本人確認書類に記載されている氏名及び住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。
上記①～③をお持ちで無い場合は、お問い合わせください。
- 来所時に各種再交付申請書等を代理人（来所される方）が代筆で作成する場合は、ご本人の印が必要となります（ご本人自署の再交付申請書等をお持ちの場合は、印は不要です）。
また、年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。（上記交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても）ご本人様の登録の住所あて送付となりますのでご了承ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

7. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人（来所される方）

フリガナ			ご本人との関係	
氏名				
住所	〒	—	電話（	）
				—
				建物名

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

作成日 平成 年 月 日

ご本人 *ご本人が必ず署名し、押印してください。

基礎年金番号				—					
フリガナ					生年月日	大正 昭和 年 月 日			
氏名	*署名・押印は必ずご本人が行ってください。 (旧姓)					印			
住所	〒	—			電話（	）			—
									建物名
委任する内容	<p>●委任する事項を次の項目から選んで○をつけ、5を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金の請求について 年金の見込額について 年金の加入期間について 各種再交付手続きについて その他(具体的にご記入ください。) <p>()</p> <p>●年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について</p> <p>A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する C. 交付を希望しない</p>								

*前項の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

右の15ページを記入する際の注意事項

「沖縄特例措置」について

- 沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要がない場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

- 該当の年金または恩給を受けることができる方については、その年金証書、恩給証書またはこれらに準ずる書類のコピーが必要となります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

「個人番号（マイナンバー）」について

- 1ページにマイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方などは、住所変更の届出が必要となる場合があります。

- 1・19ページに記入された請求者本人のマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要なため、以下の(1)または(2)をご提出ください。

*配偶者および扶養親族の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2) 以下の2種類(㉠と㉡)1種類ずつをご提出ください。

㉠マイナンバーが記載されている書類から1種類

住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード

㉡身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、

療育手帳、在留カード等

*身元（実存）確認のできる書類については、上記㉡以外にも提出可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の㉠と㉡1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは(2)の㉠と㉡1種類ずつのコピーをご提出ください。

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出していただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の届出が原則不要になります。

*基礎年金番号を記入いただいた方であっても、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。

(2) 2

(2)



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

右の 17 ページを記入する際の注意事項

ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合は、以下の点に留意してご記入ください。

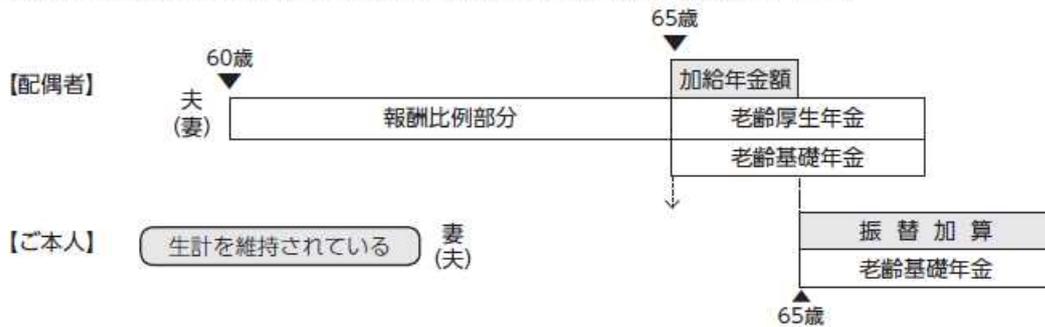
振替加算について

振替加算は、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の年金に加算される年金です。

●配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。その際、加給年金額の代わりにご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金に加算されるのが振替加算です。

●ご本人（年金を受ける方）の被保険者期間が20年以上*の老齢厚生年金（退職共済年金）等の受給権者であるときは、加算されません。

*中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。



振替加算の詳細な説明は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) に掲載しています。ぜひご利用ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

4. 振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

9ページで記入した配偶者はご本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる(証明する)。

署名欄	(印)
-----	-----

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明 [※] が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。	
証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	(印)
証明者住所	〒 _____ 建物名
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

【生計維持とは】
以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
例・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②ご本人(年金を受ける方)が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合

該当するものを○で囲んでください。

- ① ご本人(年金を受ける方)の年収は850万円(所得655.5万円)未満ですか。

はい ・ いいえ	機構確認印	()印
----------	-------	------

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

- ② ①で「いいえ」を○で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

年金事務所等の確認事項	
ア. 健保等被扶養者(第3号被保険者)	イ. 義務教育終了前
エ. 加算額または加給年金額対象者	オ. 高等学校等在学中
ウ. 国民年金保険料免除世帯	カ. 源泉徴収票・所得証明等

平成 年 月 日 提出



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として19ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」という）を提出する必要があります。印字されている氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、**必ず押印し**、下の「記入上の注意事項」をお読みいただいてから、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、**請求者本人と扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を必ずご記入ください。**なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

- あ** 「源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者」欄は、下記（注）を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。配偶者の区分が「1」または「3」の場合のみ、障害に該当する場合に「配偶者障害」を○で囲んでください。配偶者の区分が「1」かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合のみ「老人」を○で囲んでください。
- え** 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得（年金を請求する年）の見積額をご記入ください。

（注）この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、請求者本人と配偶者の所得見積額を計算した結果、「配偶者の区分」の「1」「2」「3」に該当する場合のみ記入してください。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。

- い** 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
 - ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。
 - ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。
 「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
 - ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
 - ・「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄および「扶養親族（16歳未満）」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

- う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は「普通障害」、特別障害者の場合は「特別障害」を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。

「特別障害」とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいひ、「普通障害」とは、特別障害以外の障害をいいます。

国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、その方の「1.非居住」を○で囲み、「摘要欄」にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類（※2）を申告書と一緒に提出してください。

- ※1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。
- ※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。
 - ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し
 - ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り）。

「摘要」欄の記入例

あ	障害に該当する方がいる場合の例	・○○ ○○は、身体障害者手帳の1級（平成19年4月1日交付）
え	寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例	・死別、○○ ○○（子）所得○万円、本人所得○万円
お	別居している方がいる場合の例	・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号

- か** 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額（見積額）をご記入ください。例えば、給与と所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

5. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	平成	年	1	1	5	0
-----	----	---	---	---	---	---

(1) ご本人（年金を受ける方）の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、性別を○で囲んで、**個人番号（マイナンバー）**をご記入のうえ必ず押印してください。

ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	印	生年月日	年	月	日	性別	1. 男
	2. 女									
住所	(フリガナ)									
	市区			町村			建物名			
郵便番号						個人番号(マイナンバー)				
基礎年金番号										

*個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、14ページに記載された書類を提出してください。

提出日	平成	年	月	日	提出	本人障害	⑤	1. 普通障害	2. 特別障害	
電話番号	-					寡婦・寡夫	⑥	1. 寡婦	2. 特別寡婦	3. 寡夫

(2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	障 害	同居・別居の区分		所得の種類・金額
					⑦	⑧	
源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者	個人番号(マイナンバー)	1. 夫 2. 妻	1 明 3 大 5 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害 (配偶者の区分が「1」または「3」の場合)	1. 同居 2. 別居	1. 同居 2. 別居	万円(年間)
配偶者の区分	受給者の合計所得の見積額が900万円以下 1. 配偶者の合計所得見積額が38万円以下 2. 配偶者の合計所得見積額が38万円超～85万円以下			受給者の合計所得の見積額が900万円超 3. 配偶者の合計所得見積額が38万円以下 (配偶者が障害者に該当しない場合は控除の対象となりません。)			
控除対象扶養親族(16歳以上)			1 明 3 大 5 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	1. 同居 2. 別居	万円(年間)
			1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	1. 同居 2. 別居	万円(年間)
扶養親族(16歳未満)			7平成 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	1. 同居 2. 別居	万円(年間)
			7平成 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	1. 同居 2. 別居	万円(年間)
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	摘 要						

*提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

(申告書は年金事務所に用意してあります)

*「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

*控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

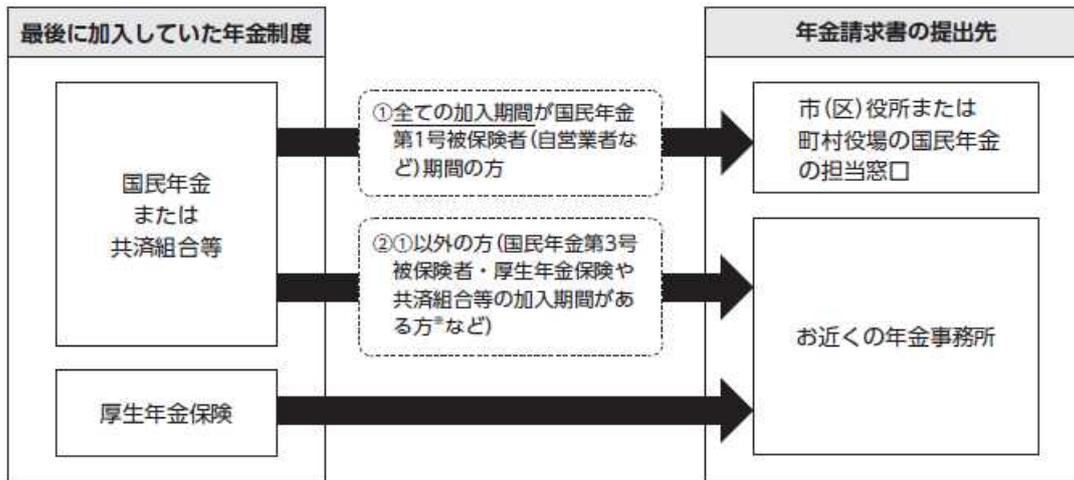


年金請求書記載例（様式第101号）

年金請求書の提出先について

この年金請求書は、提出先をご確認のうえ、郵送または窓口へ持参してください(添付書類が揃っていることをご確認ください)。

*窓口で手続きする場合には、予約制を取り扱っている年金事務所もありますのでご利用ください。



※共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書(日本年金機構より送付したもの)を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。

●年金請求書の受付は、全国どこの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

*国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方です。

*国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者(民間会社員等)や共済組合の組合員(公務員等)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の方)です。

